

平成 23 年度
包括外部監査の結果報告書

平成 24 年 3 月

愛媛県包括外部監査人

北 田 隆

目次

第1 外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
(1) 外部監査対象.....	1
(2) 外部監査対象期間.....	1
3. 事件を選定した理由.....	1
4. 監査の対象とした基金.....	1
5. 監査の方法.....	2
(1) 監査の着眼点.....	2
(2) 実施した監査手続.....	3
6. 包括外部監査人・補助者の氏名、資格.....	3
7. 外部監査の実施期間.....	3
第2 外部監査の結果.....	4
1. 基金の概要.....	4
(1) 基金一覧.....	4
(2) 各基金の概要.....	7
(ア) 財政基盤強化積立金.....	7
(イ) 土地開発基金.....	8
(ウ) 県有施設維持管理基金.....	9
(エ) 大規模県有施設整備基金.....	10
(オ) 県債管理基金.....	11
(カ) 地域活性化・生活対策臨時基金.....	12
(キ) 職員退職手当基金.....	13
(ク) 「三浦保」愛基金.....	14
(ケ) 国民体育大会開催基金.....	15
(コ) 消費者行政活性化基金.....	17
(サ) 特定非営利活動促進基金.....	18
(シ) 新しい公共支援基金.....	19
(ス) 地域環境保全基金.....	21
(セ) グリーンニューディール基金.....	23
(ソ) 資源循環促進基金.....	25
(タ) 災害救助基金.....	27
(チ) 社会福祉施設整備基金.....	29

(ツ) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	30
(テ) 医療施設耐震化臨時特例基金	32
(ト) 医師確保奨学基金	34
(ナ) 地域医療再生基金	35
(ニ) 妊婦健康診査臨時特例基金	37
(ヌ) 地域自殺対策緊急強化基金	39
(ネ) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金	41
(ノ) 安心こども基金	43
(ハ) 障害者自立支援対策臨時特例基金	46
(ヒ) 介護保険財政安定化基金	49
(フ) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金	52
(ヘ) 介護職員処遇改善等臨時特例基金	54
(ホ) 国民健康保険広域化等支援基金	56
(マ) 後期高齢者医療財政安定化基金	58
(ミ) 企業立地資金貸付基金	60
(ム) 核燃料サイクル地域振興基金	62
(メ) 県立高等技術専門校機器整備基金	64
(モ) ふるさと雇用再生特別基金	65
(ヤ) 緊急雇用創出事業臨時特例基金	67
(ユ) 中山間ふるさと保全対策基金	69
(ヨ) 森林整備担い手対策基金	71
(ラ) 森林整備地域活動支援基金	73
(リ) 森林環境保全基金	75
(ル) 森林そ生緊急対策基金	77
(レ) 県有林経営事業基金	79
(ロ) 漁業振興資金積立金	80
(ワ) 真珠産業振興基金	81
(ヰ) 高等学校等修学支援基金	82
(ヱ) 県立学校火災等災害復旧基金	84
(ヲ) 県立学校施設耐震化促進基金	85
(ン) 美術品等取得基金	87
(3) 概要把握の結果、気付いた事項(意見)	89
2. 監査対象基金の選定理由	90
3. 11基金の個別意見	91
(1) 財源対策用基金(財政基盤強化積立金及び県債管理基金)	91
(ア) 現状及び課題	91

(イ) 運用方法の見直し(意見)	120
(ウ) 分散投資の検討(意見)	120
第3 利害関係	121

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

基金の管理と運用について

(2) 外部監査対象期間

原則として平成22年度とし、必要と認めた場合、他の年度も監査の対象とした。

3. 事件を選定した理由

愛媛県の財政状態は、社会保障関係経費の増加や地方交付税の大幅な削減に伴い、厳しい状況となっている。このような状況の中、県は「愛媛県財政構造改革基本方針（平成17年10月）」を策定し、財政運営の改善を図っている。この財政構造改革の具体的取組の一つとして、基金の活用を挙げており、基金の有効活用が検討されている。

中でも財政の安定に必要な財源対策用基金（「財政基盤強化積立金」及び「県債管理基金」）については、可能な限りの積立て・温存を図るとされている。その他の基金も、設置目的を踏まえた活用拡大を検討するとされており、今後も厳しい財政状態が続くと予想されるなか、基金の管理と運用が適切に実施され、基金が有効活用されているかどうかを監査テーマとすることは有意義と判断した。

4. 監査の対象とした基金

No	部等名	課名	基金名
ア	総務部	財政課	愛媛県財政基盤強化積立金
イ	総務部	財政課	愛媛県土地開発基金
ウ	総務部	財政課	愛媛県県有施設維持管理基金
エ	総務部	財政課	愛媛県大規模県有施設整備基金
オ	総務部	財政課	愛媛県県債管理基金
カ	総務部	財政課	愛媛県地域活性化・生活対策臨時基金
キ	総務部	人事課	愛媛県職員退職手当基金
ク	企画振興部	総合政策課	愛媛県「三浦保」愛基金
ケ	企画振興部	国体準備課	愛媛県国民体育大会開催基金
コ	県民環境部	県民生活課	愛媛県消費者行政活性化基金
サ	県民環境部	県民活動推進課	愛媛県特定非営利活動促進基金
シ	県民環境部	県民活動推進課	愛媛県新しい公共支援基金
ス	県民環境部	環境政策課	愛媛県地域環境保全基金
セ	県民環境部	環境政策課	愛媛県グリーンニューディール基金
ソ	県民環境部	循環型社会推進課	愛媛県資源循環促進基金

No	部等名	課名	基金名
タ	保健福祉部	保健福祉課	愛媛県災害救助基金
チ	保健福祉部	保健福祉課	愛媛県社会福祉施設整備基金
ツ	保健福祉部	保健福祉課	愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金
テ	保健福祉部	医療対策課	愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金
ト	保健福祉部	医療対策課	愛媛県医師確保奨学基金
ナ	保健福祉部	医療対策課	愛媛県地域医療再生基金
ニ	保健福祉部	健康増進課	愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金
ヌ	保健福祉部	健康増進課	愛媛県地域自殺対策緊急強化基金
ネ	保健福祉部	健康増進課	愛媛県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金
ノ	保健福祉部	子育て支援課	愛媛県安心こども基金
ハ	保健福祉部	障害福祉課	愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金
ヒ	保健福祉部	長寿介護課	愛媛県介護保険財政安定化基金
フ	保健福祉部	長寿介護課	愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金
ヘ	保健福祉部	長寿介護課	愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金
ホ	保健福祉部	長寿介護課	愛媛県国民健康保険広域化等支援基金
マ	保健福祉部	長寿介護課	愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金
ミ	経済労働部	産業政策課	愛媛県企業立地資金貸付基金
ム	経済労働部	産業政策課	愛媛県核燃料サイクル地域振興基金
メ	経済労働部	労政雇用課	愛媛県県立高等技術専門学校機器整備基金
モ	経済労働部	労政雇用課	愛媛県ふるさと雇用再生特別基金
ヤ	経済労働部	労政雇用課	愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金
ユ	農林水産部	農地整備課	愛媛県中山間ふるさと保全対策基金
ヨ	農林水産部	林業政策課	愛媛県森林整備担い手対策基金
ラ	農林水産部	林業政策課	愛媛県森林整備地域活動支援基金
リ	農林水産部	森林整備課	愛媛県森林環境保全基金
ル	農林水産部	森林整備課	愛媛県森林そ生緊急対策基金
レ	農林水産部	森林整備課	愛媛県県有林経営事業基金
ロ	農林水産部	漁政課	愛媛県漁業振興資金積立金
ワ	農林水産部	水産課	愛媛県真珠産業振興基金
ヰ	教育委員会	教育総務課	愛媛県高等学校等修学支援基金
ヱ	教育委員会	高校教育課	愛媛県県立学校火災等災害復旧基金
ヲ	教育委員会	高校教育課	愛媛県県立学校施設耐震化促進基金
ン	教育委員会	文化財保護課	愛媛県美術品等取得基金

5. 監査の方法

(1) 監査の着眼点

基金の趣旨・意義について

基金の設置・積立て・取崩し・運用は法令・条例等に基づいて適正に実施されているかどうか

基金は有効に利用されているか

基金財産の運用は効率的かどうか

基金の今後の見直し・廃止の必要性について

(2) 実施した監査手続

基金の根拠条例、残高推移、財源、保有区分、繰替運用の状況等を把握するため、基金調査票の入手を行った。

基金設置の経緯・目的、事業の概要を把握するため、必要に応じ所管課への質問及び文書の査閲を行った。

合規性、有効性、効率性及び必要性について詳細な検討が必要と判断した基金について、所管課への追加質問及び文書の査閲を行った。

6. 包括外部監査人・補助者の氏名、資格

包括外部監査人	北田 隆	公認会計士
補助者	大石 孝光	公認会計士
補助者	武智 弘泰	公認会計士
補助者	山本 浩司	公認会計士
補助者	宮本 豪	公認会計士

7. 外部監査の実施期間

平成 23 年 7 月 11 日より平成 24 年 3 月 19 日まで

第2 外部監査の結果

1. 基金の概要

(1) 基金一覧

愛媛県（以下「県」という。）が設置している 48 基金・積立金の名称、担当部署、平成 22 年度末現在高は以下のとおりである。

【基金一覧】

No	部等名	課名	基金名	区分	22 年度末 現在高 (千円)	意見 等の 有無
ア	総務部	財政課	愛媛県財政基盤強化積立金	預金	13,403,336	
				有価証券	44,103	
イ	総務部	財政課	愛媛県土地開発基金	預金	4,009,636	
				土地	2,520,364	
ウ	総務部	財政課	愛媛県県有施設維持管理基金	預金	18,000,000	
エ	総務部	財政課	愛媛県大規模県有施設整備基金	預金	1,000	
オ	総務部	財政課	愛媛県県債管理基金	預金	10,508,871	
カ	総務部	財政課	愛媛県地域活性化・生活対策臨時基金	預金	1,271,232	
キ	総務部	人事課	愛媛県職員退職手当基金	預金	500,000	
ク	企画振興部	総合政策課	愛媛県「三浦保」愛基金	預金	33,698	
				有価証券	50,000	
ケ	企画振興部	国体準備課	愛媛県国民体育大会開催基金	預金	1,739,250	
コ	県民環境部	県民生活課	愛媛県消費者行政活性化基金	預金	140,955	
サ	県民環境部	県民活動推進課	愛媛県特定非営利活動促進基金	預金	3,244	
シ	県民環境部	県民活動推進課	愛媛県新しい公共支援基金	預金	137,000	
ス	県民環境部	環境政策課	愛媛県地域環境保全基金	預金	410,000	
セ	県民環境部	環境政策課	愛媛県グリーンニューディール基金	預金	899,954	
ソ	県民環境部	循環型社会推進課	愛媛県資源循環促進基金	預金	182,760	
タ	保健福祉部	保健福祉課	愛媛県災害救助基金	預金	669,262	
チ	保健福祉部	保健福祉課	愛媛県社会福祉施設整備基金	預金	1,461,373	
ツ	保健福祉部	保健福祉課	愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	預金	2,623,626	

No	部等名	課名	基金名	区分	22年度末 現在高 (千円)	意見 等の 有無
テ	保健福祉部	医療対策課	愛媛県医療施設耐震化臨時特例 基金	預金	4,797,903	
ト	保健福祉部	医療対策課	愛媛県医師確保奨学基金	預金	71,200	
				貸付金	28,800	
ナ	保健福祉部	医療対策課	愛媛県地域医療再生基金	預金	4,586,455	
ニ	保健福祉部	健康増進課	愛媛県妊婦健康診査臨時特例 基金	預金	522,704	
ヌ	保健福祉部	健康増進課	愛媛県地域自殺対策緊急強化 基金	預金	100,962	
ネ	保健福祉部	健康増進課	愛媛県子宮頸がん等ワクチン接 種緊急促進基金	預金	1,167,196	
ノ	保健福祉部	子育て支援課	愛媛県安心こども基金	預金	2,207,961	
ハ	保健福祉部	障害福祉課	愛媛県障害者自立支援対策臨時 特例基金	預金	1,808,126	
ヒ	保健福祉部	長寿介護課	愛媛県介護保険財政安定化基金	預金	3,771,462	
フ	保健福祉部	長寿介護課	愛媛県介護基盤緊急整備等臨時 特例基金	預金	4,518,345	
ヘ	保健福祉部	長寿介護課	愛媛県介護職員処遇改善等臨時 特例基金	預金	3,797,761	
ホ	保健福祉部	長寿介護課	愛媛県国民健康保険広域化等支 援基金	預金	288,475	
				貸付金	250,000	
マ	保健福祉部	長寿介護課	愛媛県後期高齢者医療財政安定 化基金	預金	1,182,027	
ミ	経済労働部	産業政策課	愛媛県企業立地資金貸付基金	預金	520,470	
				貸付金	161,115	
ム	経済労働部	産業政策課	愛媛県核燃料サイクル地域振興 基金	預金	1,518,608	
メ	経済労働部	労政雇用課	愛媛県県立高等技術専門校機器 整備基金	預金	21,813	
モ	経済労働部	労政雇用課	愛媛県ふるさと雇用再生特別 基金	預金	2,306,883	

No	部等名	課名	基金名	区分	22年度末 現在高 (千円)	意見 等の 有無
ヤ	経済労働部	労政雇用課	愛媛県緊急雇用創出事業臨時 特例基金	預金	5,589,741	
ユ	農林水産部	農地整備課	愛媛県中山間ふるさと保全対策 基金	預金	706,722	
				有価証券	594,985	
ヨ	農林水産部	林業政策課	愛媛県森林整備担い手対策基金	預金	177,517	
				有価証券	1,495,562	
ラ	農林水産部	林業政策課	愛媛県森林整備地域活動支援 基金	預金	86,707	
リ	農林水産部	森林整備課	愛媛県森林環境保全基金	預金	121,751	
ル	農林水産部	森林整備課	愛媛県森林そ生緊急対策基金	預金	1,751,213	
レ	農林水産部	森林整備課	愛媛県県有林経営事業基金	預金	15,407	
ロ	農林水産部	漁政課	愛媛県漁業振興資金積立金	預金	230,000	
ワ	農林水産部	水産課	愛媛県真珠産業振興基金	預金	179,394	
ヰ	教育委員会	教育総務課	愛媛県高等学校等修学支援基金	預金	294,960	
エ	教育委員会	高校教育課	愛媛県県立学校火災等災害復旧 基金	預金	185,861	
ヲ	教育委員会	高校教育課	愛媛県県立学校施設耐震化促進 基金	預金	2,000,000	
ン	教育委員会	文化財保護課	愛媛県美術品等取得基金	美術品等	2,777,701	
				預金	222,299	

意見等の有無について

：「第2 1.基金の概要 (3) 概要把握の結果、気付いた事項(意見)」に記載しているもの

：「第2 3.11 基金の個別意見」に記載しているもの

表中「22年度末現在高」には、出納整理期間中(23年4月～5月)の増加・減少額を含んでいる。

(2) 各基金の概要

(ア) 財政基盤強化積立金

設置目的

県は、地方財政法第4条の3及び第7条の規定に基づき、愛媛県財政基盤強化積立金を設けるものとする。県財政の健全な運営を目的とする。

根拠条例

愛媛県財政基盤強化積立金条例（昭和33年3月設置）

基金造成額の財源内訳

平成22年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
基金残高	5,427,612	6,995,437	5,144,119	6,563,294	6,811,195
増加					
決算剰余金等 の積立	1,945,739	1,994,971	1,367,148	1,418,637	6,613,323
運用利息	15,482	47,537	44,360	34,132	15,864
受取配当	6,605	6,174	7,667	7,282	7,056
減少					
一般会計の 財源補填	400,000	3,900,000	-	1,212,150	-
基金残高 (うち、有価証券)	6,995,437 (44,103)	5,144,119 (44,103)	6,563,294 (44,103)	6,811,195 (44,103)	13,447,439 (44,103)

事業概要

地方財政法第4条の3は、地方公共団体における年度間の財政の調整のための規定であり、当年度の歳出額が歳入額を超過する場合に歳入不足額を補填することを定めている。これにより年度間の財源が不均衡となるのを防ぐことを目的とする。したがって、財政基盤強化積立金残高が十分であれば、災害や大幅な税収減等の予期できない事態が発生し、歳出額が歳入額を上回る場合においても、積立金を取崩すことにより赤字になる恐れが少なくなる。また、第7条は、剰余金の規定であり、当年度の歳入歳出の決算上剰余金が生じた場合には、その2分の1以上の金額を積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならないことを定めている。なお、県債の償還及び適正な管理を目的としては、別途、県債管理基金が設置されている。

(イ) 土地開発基金

設置目的

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得し事業の円滑な執行を図るため設置したものの。

根拠条例

愛媛県土地開発基金条例（昭和 44 年 10 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	6,530,000	6,530,000	6,530,000	6,530,000	6,530,000
増加	-	-	-	-	-
減少					
一般会計の 財源補填	-	-	-	-	-
基金残高 (うち、土地)	6,530,000 (2,184,907)	6,530,000 (2,184,907)	6,530,000 (2,184,907)	6,530,000 (2,184,907)	6,530,000 (2,520,364)

事業概要

本基金は、予算執行に際し土地等の先行取得をする場合に活用されるものである。

なお、現在の基金残高の中には、一般会計からの買戻しがなされていないため、土地の状態のまま**長期間にわたり**残っているものがある。

条例等には買戻しの規定は定められていないものの、用途が決定した施設等の土地については、その用途に見合った予算科目で管理されるのが望ましい。ただ現在の厳しい財政状況の下では、買戻しのために一般会計で予算額を確保することは困難となっている。

【主な土地の明細】

（単位：㎡、千円）

取得又は支払時期	用地名	面積	土地代金 支払額	利用実態
平成 5 年 3 月 31 日	総合社会福祉会館 用地	654.87	260,000	総合社会福祉 会館敷地
平成 7 年 3 月 31 日	事業会社の工場用地	15,224.64	1,227,164	遊休地
平成 8 年 12 月 27 日	松山北持田用地	385.70	139,807	松山地方局公 用駐車場

(ウ) 県有施設維持管理基金

設置目的

県有施設の維持管理に要する経費の財源に充てるため設置したものの。

根拠条例

愛媛県県有施設維持管理基金条例（昭和 62 年 3 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000
増加					
運用利息	51,360	121,819	139,600	95,544	43,299
減少					
県有施設維持管理費への充当	51,360	121,819	139,600	95,544	43,299
基金残高 (うち、 貸付金)	18,000,000 (-)	18,000,000 (1,400,000)	18,000,000 (1,400,000)	18,000,000 (1,400,000)	18,000,000 (-)

平成 19～21 年度の貸付金は、一般会計への繰替運用に対するものである。

事業概要

当基金は、「県有施設の内、平年度の維持管理費が一般財源でおおむね 1 億円以上の施設かつ地方交付税に算入されていない施設」の維持管理費の充当に利用される。平成 22 年度においては、対象の県有施設として、南レク公園、総合運動公園、動物園、県民文化会館、テクノプラザ愛媛、生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館及び アイテムえひめが該当する。

(工) 大規模県有施設整備基金

設置目的

大規模な県有施設の建設の財源に充てるため設置したもの。

根拠条例

愛媛県大規模県有施設整備基金条例（昭和 62 年 3 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
基金残高	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

事業概要

本基金は大規模な県有施設建設の財源に充てるための基金であり、大規模施設とはおおむね 20 億円以上の建設費が必要な施設を想定している。ただし、近年の財政健全化への取組もあり、現時点では大規模施設の建設の予定はないとのことである。

(オ) 県債管理基金

設置目的

県債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営を図るため設置したもの。

根拠条例

愛媛県県債管理基金条例（平成元年3月設置）

基金造成額の財源内訳

平成22年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
基金残高	5,317,158	5,332,736	2,368,854	2,390,885	2,403,388
増加					
積立	-	-	-	-	8,100,000
運用利息	15,578	36,118	22,031	12,503	5,483
減少					
一般会計 の財源補 填	-	3,000,000	-	-	-
基金残高	5,332,736	2,368,854	2,390,885	2,403,388	10,508,871

事業概要

通常、県債の償還には定時償還と繰上償還があり、本基金はこれらの償還のための財源とすることや、買入消却を行なう場合等の財源とするために活用される。

平成18年度から平成22年度の県債残高の推移は以下のとおりとなっている。

【県債残高の推移】

（単位：千円）

県債残高	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前期末残高	968,244,759	971,955,120	961,052,999	958,561,922	970,114,145
発行額	83,330,000	76,126,310	87,321,622	97,964,389	101,338,716
償還額	79,619,639	87,028,431	89,812,699	86,412,166	80,302,266
当期末残高	971,955,120	961,052,999	958,561,922	970,114,145	991,150,595

普通会計ベース

(カ) 地域活性化・生活対策臨時基金

設置目的

地域活性化及び生活対策の推進に資する施策の実施を図るために要する経費の財源に充てるため、地域活性化・生活対策臨時基金を設置したものの。

根拠条例

愛媛県地域活性化・生活対策臨時基金条例

(平成 21 年 3 月設置、平成 25 年 3 月終期)

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	1,261,251	2,128,280
増加		-	-
造成	1,261,236	2,128,280	8,768
運用利息	15	6,600	4,856
減少		1,267,851	870,672
落石防止対策事業費	-	402,565	-
舗装道路改良事業費	-	153,000	-
県単河川局部改良費	-	142,000	-
県単港湾局部改良費	-	134,399	-
医療施設耐震化臨時特例基金積立金	-	-	635,909
落石防止対策事業費	-	-	136,319
がけ崩れ防災対策事業補助金	-	-	41,390
他	-	435,877	57,053
基金残高	1,261,251	2,128,280	1,271,232

事業概要

本基金は国から全額交付される「地域活性化・生活対策臨時交付金」等によって積み立てられる。地方自治体が、積極的に地域活性化に取り組むことができることを趣旨としている。

積み立てられた基金は、原則、すべて取り崩されている。県は、交付金の使途に応じ、新型インフルエンザ対策や道路・河川・砂防等の防災対策、学校・医療施設・福祉施設等の耐震化、また、DV 防止啓発事業など、様々な分野に活用している。

(キ) 職員退職手当基金

設置目的

愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の規定に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てる。

根拠条例

愛媛県職員退職手当基金条例(昭和59年3月設置)

基金造成額の財源内訳

平成22年度末 県費 100%

基金残高の推移

(単位:千円)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
基金残高	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
基金残高	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000

運用利息は一般会計の収入としている。

事業概要

昭和58年度から昭和60年度にかけて200億円が積み立てられている。

積立て時に予定していた退職手当支給額の急増期が平成5年で終わることから、平成4年度から平成6年度の3年間で総額195億円が取り崩されている。

なお、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上している。最近5年間の運用利息の平均は約2,500千円(平成22年度は1,139千円)である。

県は、積立て時の計画では、昭和62年度から平成4年度の6年間において取崩しを見込んでいたが、退職者数が見込みを下回ったこと及び財政事情等から平成3年度までは取り崩していない。取崩しが当初計画より遅れて実施されたのは、バブル期で資金需要に余裕があったと考えられるが、根拠・決裁等の関連資料は保存期限(5年)経過により所管課や財政課に保管されていない。また、昭和59年度から導入された定年制度による影響とも考えられる。

平成7年度以降、一般会計からの新たな繰入れ・取崩しは実施されていない。

(ク)「三浦保」愛基金

設立目的

三浦保氏の遺志を受け継ぐ株式会社ミウラからの寄附を原資として、県民生活の向上に寄与する施策を推進するために設置したもの。

根拠条例

愛媛県「三浦保」愛基金条例（平成 19 年 12 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高		50,000	64,825	81,749
増加				
株券寄付	50,000	-	-	-
運用利息	-	80	60	36
受取配当	-	49,000	46,000	40,000
減少				
「三浦保」愛基金事業	-	34,255	29,137	38,086
基金残高	50,000	64,825	81,749	83,698
（うち、有価証券）	(50,000)	(50,000)	(50,000)	(50,000)

初回の株式配当金は平成 20 年 6 月のため、平成 19 年度は増減がない。

事業概要

平成 19 年 11 月に株式会社ミウラから、小型ボイラー製造大手の三浦工業株式会社の株式 100 万株の寄附を受けて「愛媛県『三浦保』愛基金」を創設し、株式配当金を財源に、三浦工業株式会社の創業者である故・三浦保氏が生前熱意を持たれていた「環境保全・自然保護」や「社会福祉」等の分野において、団体への助成や県直営事業に取り組んでいる。

平成 22 年度は、公募事業として、環境保全・自然保護の推進に関する事業 21 団体、社会福祉の向上に関する事業 20 団体に助成しているほか、県直営事業として 7 事業を実施している。

県における事前審査及び「愛媛県『三浦保』愛基金運営委員会」の審議を経て、助成団体を決定している。

各助成団体は、事業実施後に自己評価を行い、評価結果を県のホームページで公表している。また、成果発表会を開催し、成果や課題の報告も行っている（平成 22 年度は公募 4 事業及び県直営 1 事業）。

(ケ) 国民体育大会開催基金

設置目的

第 72 回国民体育大会の開催及び開催準備並びに同大会に向けた競技力向上対策に要する経費の財源に充てるために設置したものの。

根拠条例

愛媛県国民体育大会開催基金条例（平成 17 年 12 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	350,007	655,006	872,853	868,251	818,935
増加					
寄付金	334,322	245,602	23,868	200	30
造成	-	-	-	-	1,000,000
運用利息	1,523	5,330	6,949	4,573	1,887
減少					
えひめ国体ジュニア育成事業費	14,381	5,890	17,510	11,540	9,805
競技力向上対策本部事業費	-	-	6,584	36,493	67,765
その他	16,465	27,195	11,325	6,056	4,032
基金残高	655,006	872,853	868,251	818,935	1,739,250

平成 22 年度の造成は、2 月補正で一般財源からの 10 億円の積立てである。

事業概要

平成 16 年 7 月に開催された公益財団法人日本体育協会理事会において、愛媛県が平成 29 年の第 72 回国民体育大会の開催県として了解（内々定）されたことを受けて設立した基金である。愛媛県での開催は、昭和 28 年の 4 県合同開催による四国国体開催以来で、初の単独開催であり、平成 26 年の正式決定（平成 24 年に内定）の手続きを経て、平成 29 年の 9～10 月に開催する予定である。

国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催（スポーツ基本法第 26 条）され、各競技会については、これに加えて公益財

団法人日本体育協会加盟競技団体と会場地区市町村も主催者になる。そこで、県は、県出身の「手づくり選手」が大活躍し「手づくりスタッフ」が支える、既存の施設を最大限に活用して簡素化に努める等の開催方針のもとで、平成 29 年の開催までの必要経費として、大会運営費 55 億円、競技力向上対策費 39 億円、施設整備費 139 億円の合計 233 億円を見積っている。

(コ) 消費者行政活性化基金

設置目的

消費生活相談窓口の機能強化、その他消費者行政の活性化を図るために要する経費の財源に充てるために設置したものの。

根拠条例

愛媛県消費者行政活性化基金条例（平成 21 年 3 月設置、平成 25 年 3 月終期）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 98.3%、市町村費 1.7%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	229,906	186,638
増加			
造成	229,904	21,952	30,743
運用利息	2	1,207	342
減少			
【県事業】消費生活相談員拡充事業	-	3,847	3,855
消費者行政活性化事業	-	25,124	45,043
【市町事業】			
市町消費生活相談員強化事業	-	2,292	2,291
市町消費者行政活性化事業	-	35,164	25,579
基金残高	229,906	186,638	140,955

事業概要

消費者行政活性化基金を活用し、県消費生活センターの機能強化や県・市町の消費生活相談員等を対象とした研修の実施により、県内の消費生活相談体制の強化を図るとともに、県民を対象とした啓発イベントや消費者問題に関する学習機会の提供により、消費者意識の向上と消費者トラブルの未然防止に努めている。

平成 22 年度の消費者行政活性化事業の主な事業は以下のとおりである。

- 県・市町の消費生活相談員等を対象としたスキルアップ研修
- 悪質商法被害防止見守りネットワークの実効性及び連携強化
- 消費者啓発事業（NPO法人委託事業）・消費者力アップ通信講座
- 消費者問題啓発講師等養成講座・啓発スペシャリスト養成事業・消費教育教員向けセミナー

(サ) 特定非営利活動促進基金

設置目的

特定非営利活動法人の活動支援その他特定非営利活動(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。)の促進に要する経費の財源に充てるため設置したもの。

根拠条例

愛媛県特定非営利活動促進基金条例(平成20年4月設置)

基金造成額の財源の内訳

平成22年度末 県費 100%

基金残高の推移

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
基金残高	-	3,166	2,939
増加			
造成	1,000	-	-
寄付金	3,496	2,000	2,645
運用利息	-	3	1
減少			
あったか愛媛NPO応援事業	1,263	2,230	2,342
その他	67	-	-
基金残高	3,166	2,939	3,244

平成20年度の県拠出金による新規造成1,000千円以外は企業や県民からの寄付金を財源としている。

事業概要

県民や企業からの寄附を原資とする「あったか愛媛NPO応援基金」を活用し、不足しがちなNPO法人の活動経費の安定確保を図り、NPO活動の更なる活性化を促進するため、地域の課題に主体的に取り組むNPO法人を応援することを目的とした事業を実施している。更なる公的サービスの担い手としての活動を促進するため、財政面や人材面などの活動基盤が脆弱なNPO法人に対する助成及び法人運営・会計事務等の研修会の開催等が事業の内容となっている。

助成の対象団体は、あらかじめ基金への団体登録をした、県内に主たる事務所があるNPO法人で、1団体当たり上限10万円となっている。直近の平成22年度においては、保健福祉・地域安全・子ども育成・人権平和・消費者保護等を活動分野としている21法人に対し助成している。

(シ) 新しい公共支援基金

設置目的

県民、特定非営利活動法人、企業等が、共に助け合い及び支え合う地域社会の実現に向けて、共助の精神にのっとり、医療、福祉、教育、子育て、まちづくり等の身近な分野において積極的に公共的な財及びサービスの提案及び提供を行う新しい体制の構築及び活動を支援するために要する経費の財源に充てるために設置したものの。

根拠条例

愛媛県新しい公共支援基金条例（平成 23 年 3 月設置、平成 25 年 9 月終期）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移 (単位:千円)

	平成 22 年度
基金残高	-
増加	
造成	137,000
基金残高	137,000

新しい公共支援事業交付金 137,000 千円により基金を設置
事業充当による減少はない。

事業概要

平成 22 年度は基金の造成のみで、事業は平成 23 年度より実施している。主な事業内容は以下のとおりである。

- **PO等活動基盤強化支援事業**

中間支援団体等の機能強化とNPO等の活動基盤の底上げを図る。

- **地域課題解決活動創出支援事業**

地域課題の解決に主体的に取り組み、継続的、安定的に公共サービスを提供していくための事業を提案し実行するための地域課題解決活動の担い手を養成するとともに、地域課題解決活動を事業として自立的、主体的に継続させていくためのモデル事業を実施する。

- ④その他の支援事業

寄附環境整備支援事業、情報公開促進支援事業、融資利用円滑化支援事業、NPO等つなぎ融資利子補給事業を実施する。

- ⑤運営委員会開催等

本県における「新しい公共」のあり方、事業の選定、多様な主体の協働による地域社会づくりに向けた方策、協働のルール等の検討を行う。

(ス) 地域環境保全基金

設置目的

地域環境の保全に関する知識の普及その他地域に根ざした環境保全活動を推進し、もって地域環境の保全を図るために設置したもの。

根拠条例

愛媛県地域環境保全基金条例（平成2年3月設置）

基金造成額の財源内訳

平成22年度末 国費48.7%、県費51.3%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
基金残高	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000
増加					
運用利息	1,190	2,774	3,178	2,142	934
減少					
環境情報発信 事業等	1,190	2,774	3,178	2,142	934
基金残高	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000

事業概要

410百万円の新規造成により基金が設置されている。基金の使用は運用利息の範囲内で行われており、平成22年度においては、運用利息934千円を使用した事業費となっている。

< 知識の普及・啓発事業 >

• 愛媛県の環境白書の作成

県が、その年度の環境保全施策の年次報告と、翌年度に実施する予定の環境保全施策をまとめ発行している。

• えひめ環境大学の開催

県は環境先進県を目指して、県内に在住する環境関連の実務者や環境保全活動者などにより高度な環境知識を習得してもらうため、学識経験者や環境分野の専門家を講師として迎え、専門的で質の高い講義内容の「えひめ環境大学」を平成13年度から毎年開催している。

- **「クールビズ四国」キャンペーン**

四国4県連携事業の一環として、適正冷房とエコスタイルを奨励する「クールビズ」に加え、プラスワンの省エネルギーの呼び掛けを行っている。

<実践活動支援事業>

- **愛媛県環境マイスター**

県は、県内に在住する環境活動リーダーや研究者を愛媛県環境マイスターとして登録し、民間団体が開催する環境保全に関する学習会や講演会などへ講師として派遣し、自発的な環境活動を支援している。

(セ) グリーンニューディール基金

設置目的

中長期的に持続可能な地域経済社会の構築及び当面の雇用創出を図ることを目的として地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するための事業を実施し及び支援するために要する経費の財源に充てるために設置したものの。

根拠条例

愛媛県グリーンニューディール基金条例

(平成 21 年 10 月設置、平成 24 年 3 月終期)

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	1,327,081
増加		
補助金	1,333,000	-
運用利息	1,354	3,030
減少		
省エネ・グリーン化等推進事業	7,021	396,542
不法投棄・散乱ゴミ等処理対策推進事業	-	16,539
その他の事業	252	17,076
基金残高	1,327,081	899,954

事業概要

平成 22 年度の表中の主な事業のうち省エネ・グリーン化等推進事業においては、松山、西条、宇和島庁舎、女性総合センター、消防学校の公共施設の空調設備、ボイラー及び照明設備の省エネ化、太陽パネルの設置等により 250,115 千円を使用した。また、省エネ・グリーン化推進事業を実施した東温市・新居浜市・松山市に対する補助金として 57,701 千円を使用した。さらに民間施設では、中小企業者の省エネ改修に対する補助等により 88,727 千円を使用した。所管課はこれらの事業により、公共・民間施設において温暖化対策が広く推進されるとともに、温室効果ガスの排出量削減効果としては、二酸化炭素(CO₂)換算で年間 2,300 トンの削減を図ることができたと考えている。

なお、表中のその他事業としては、微量PCB廃棄物処理支援事業、海岸漂着物地域対策推進事業を行っている。

平成23年度においては、当初予算と6月補正予算により、微量PCB廃棄物処理施設整備事業等、約901百万円の基金の使用を見込んでいる。

(ソ) 資源循環促進基金

設置目的

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する経費の財源に充てるために設置したものの。

根拠条例

愛媛県資源循環促進基金条例（平成 19 年 4 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	31,171	69,720	101,792
増加				
造成	73,315	104,345	211,138	291,530
運用利息	-	163	496	227
減少				
紙産業資源循環促進支援事業費	48	20,065	31,775	60,344
産業廃棄物不法投棄未然防止対策強化費	15,920	14,581	23,689	14,449
廃棄物処理センター運営費補助金	-	-	60,000	52,846
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業費	-	-	24,181	24,281
その他	26,176	31,313	39,917	58,869
基金残高	31,171	69,720	101,792	182,760

事業概要

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量 1 トンにつき 1,000 円（自己処分は 500 円）の税を課すことにより、事業者の産業廃棄物の排出抑制を誘引し、最終処分量を減少させるとともに、法定外目的税である資源循環促進税について透明性を確保し、その用途を明確にするため、基金を設置したものである。直近（平成 22 年度）の表中の主な事業のうち「紙産業資源循環促進支援事業費」においては、

愛媛エコタウンプランの中核事業に位置付けた、「製紙スラッジ焼却灰ゼロエミッション」の具体化を図るため、県内の産業廃棄物排出量に占める割合が高い製紙スラッジを主体に、紙産業から排出される産業廃棄物の発生抑制や再資源化等の取組を促進した。また、「廃棄物処理センター運営費補助金」については、市町などで処理が困難な産業廃棄物を高度な処理施設で適正処理するなど公的性格を有する財団法人愛媛県廃棄物処理センターに対する補助を行ったものである。

(タ) 災害救助基金

設置目的

災害に際し応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る目的で設置したものの。

根拠条例

根拠条例はなく、災害救助法に従って設置されている。

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	547,597	549,170	550,663	558,766	566,003
増加					
一般財源	-	-	6,456	6,456	102,900
運用利息	1,573	1,492	1,647	781	359
基金残高	549,170	550,663	558,766	566,003	669,262

事業充当による減少はない。

事業概要

災害救助法第 37 条において、都道府県は、前条に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて置かなければならないとされている。また、同第 38 条により、災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前 3 年間ににおける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の 5 に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならぬとされている。

平成 21 年度は予算作成時に 67,330 千円の不足が見込まれたものの、厳しい県財政を踏まえ、前年度と同額を一般会計から繰入れした。平成 22 年度は予算作成時においても、102,900 千円の不足が見込まれ、不足額が増大する一方であったため、これを一気に解消すべく不足見込額全額について一般会計からの繰入れを行った。なお、平成 24 年度はこれまでの繰入れにより必要額を十分に上回る基金残高となる見込みである。

【基金積立て状況（平成23・24年度は見込み）】

（単位：百万円）

年度	法定積立 必要額 (A)	年度当初		年度実績			年度末 過不足額	達成率 (%) (B/A)
		積立 予定額	過不足額	利子 積立額	一般会計 繰入れ	積立 実績 (B)		
19	528	549	20	1	-	550	21	104.1
20	562	550	11	1	6	558	3	99.4
21	630	558	71	0	6	566	64	89.8
22	672	566	106	0	102	669	2	99.6
23	678	669	9	0	7	677	1	99.8
24	640	677	37	1	-	678	38	106.0

(チ) 社会福祉施設整備基金

設置目的

県内の社会福祉施設の整備に要する経費の財源に充てることにより、社会福祉の振興を図るために設置したもの。

根拠条例

愛媛県社会福祉施設整備基金条例（平成 18 年 3 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	1,604,595	1,612,320	1,450,456	1,458,046
増加					
寄付金	1,600,000	-	-	-	-
運用利息	4,595	10,886	12,525	7,591	3,326
減少					
障害福祉施設整備 事業 1	-	3,160	174,390	-	-
基金残高 2	1,604,595	1,612,320	1,450,456	1,458,046	1,461,373

- 1 平成 19 年度から平成 20 年度の取崩し計 177 百万円は、重信清愛園と松前清流園の老朽化に伴う合築整備（国庫補助事業）にかかる県負担分である。
- 2 平成 22 年度は、全額繰替運用している。

事業の概要

本基金は社会福祉施設の維持管理費用には充当できず、施設の新築・増改築・大規模修繕事業にかかる助成に活用される。助成対象者は、県内において社会福祉施設を運営する社会福祉法人及びその他知事が必要と認めた者とされるが、愛媛県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が最優先されている。

事業団が優先される理由は、本基金設立の経緯にある。事業団に県立の社会福祉 6 施設を譲渡する際、財政支援措置として、事業団に設置している地域福祉基金を廃止し、全額取り崩したうえで県に寄付させ、寄付の一部を当面の施設整備費として補助金で交付し、残額の 16 億円について本基金を設置して、事業団の施設等の修繕改築経費を助成することにしたためである。

(ツ) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金

設置目的

地震又は火災の発生時に自ら避難することが困難な者が多く入所する社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー設備の整備の促進を図るために要する経費の財源に充てるために設置したもの。

根拠条例

愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(平成 21 年 10 月設置、平成 25 年 3 月終期)

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	2,996,361
増加		
造成	3,054,270	-
運用利息	3,264	6,823
減少		
救護施設耐震化等整備事業	-	56,227
児童福祉施設等整備事業	-	203,042
障害福祉施設耐震化等整備事業	61,173	120,289
基金残高	2,996,361	2,623,626

平成 23 年度には、耐震化で約 16 億 3 千万円、スプリンクラー設置で約 4 千万円の執行が見込まれている。

条例制定当初、本基金は平成 24 年 3 月 31 日限りとなっていたが、国の要領改正により、平成 24 年度着工分が完成するまで補助対象とすることとなったため、基金条例を改正した。

また、平成 23 年度事業の繰越、平成 24 年度新規耐震化工事が予定されている。

事業概要

【耐震化整備事業】

施設入所者の安全・安心を確保し、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るため、改築又は補強等の整備を図るものである。

対象となる施設は、次のとおりである。

(1)厚労省社会・援護局関連施設 救護施設、更生施設
(2)厚労省雇用均等・児童家庭局関連施設 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、婦人保護施設など
(3)厚労省障害福祉部関連施設 障害者支援施設、身体障害者更生施設など

平成 22 年度末の耐震化改修状況は、以下のとおりである。

項目	対象数 (棟)	昭和57年 以降建築	昭和56年以前建築			
			耐震診断実施済み		耐震診断未実施	
			改修 不要	要改修	改修 計画有	改修計画 なし
1.厚労省社会・援護局関連施設	7 (3施設)	0	3	0	1	診断予定 0 それ以外 3
2.厚労省雇用均等・児童家庭局関連施設	77 (45施設)	65	1	完了 0 計画あり 0 時期未定 1	4	診断予定 1 廃止予定 0 それ以外 5
3.厚労省障害福祉部関連施設	29 (23施設)	13	0	完了 1 計画あり 0 時期未定 3	5	診断予定 0 それ以外 7

県内施設数については、中核市（松山市）所管を除く。

【スプリンクラー整備事業】

既存施設のうち、延べ面積 275 m²以上 1,000 m²未満の対象施設及び延べ面積 1,000 m²以上の平屋建の施設に対しスプリンクラー整備を図るものである。

(テ) 医療施設耐震化臨時特例基金

設置目的

大規模な地震等の災害の発生時に重要な役割を果たす医療機関の耐震化の促進を図るために要する経費の財源に充てるために設置したものの。

根拠条例

愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例

(平成 21 年 10 月設置、平成 27 年 3 月終期)

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 87%、県費 13%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	3,533,110
増加		
造成	3,528,874	1,348,296
運用利息	4,236	8,405
減少		
医療施設耐震化事業	-	91,908
基金残高	3,533,110	4,797,903

平成 21 年度の造成は、国からの交付金として医療施設耐震化臨時特例交付金 2,390 百万円及び地域活性化・公共投資臨時交付金 1,139 百万円である。平成 22 年度の造成は医療施設耐震化臨時特例交付金 712 百万円及び地域活性化・公共投資臨時交付金相当の基金繰入れ 636 百万円である。

事業の概要

県が災害拠点病院、救命救急センターを有する病院、二次救急医療機関の耐震化促進のため、国からの交付金を基金として造成したものである。交付金は、平成 20 年 4 月 23 日の中央防災会議に提出された「自然災害の犠牲者ゼロを目指すための総合プラン」の目標である「平成 22 年度末までに、すべての建物及び一部の建物が耐震化されていない災害拠点病院・救命救急センターのうち約 5 割程度の施設を耐震化」を達成するための支援という位置づけでもある。また、平成 21 年 4 月 10 日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定において、本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図る目的で「地域活

性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえたものでもある。

本基金の主な執行状況として、平成 22 年度は医療法人弘友会（加戸病院分）の年度出来高として 91,908 千円（全体計画：1,044,420 千円）、平成 23 年度上半期は医療法人北斗会（大洲中央病院分）の 22 年度分出来高（繰越）として 40,605 千円（全体計画：1,353,535 千円）、医療法人仁友会（南松山病院）の 22 年度分出来高（繰越）として 36,816 千円（全体計画：1,353,535 千円）である。

その他、財団法人永頼会（松山市民病院）、医療法人団紳会（奥島病院）が事業実施予定となっている。

(ト) 医師確保奨学基金

設置目的

将来医師として県内で医療に従事しようとする者に対し奨学金を貸与することにより、県内の医療機関等における医師の確保を図るために設置したものの。

根拠条例

愛媛県医師確保奨学基金条例（平成 18 年 4 月設置）

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則（平成 18 年 3 月）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
貸付金	1,200	4,800	9,600	18,000	28,800
現預金	98,800	95,200	90,400	82,000	71,200

本基金の額は、1 億円とされているが、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、追加して積立てをすることができる。ただし、過去 5 年間、追加の積立ては実施されていない。

事業の概要

本基金は、以下の要件を満たす者に対し、奨学金を貸与することで、県内医療機関等の医師の確保を図ることを目的としている。

- 略来県内のへき地の医療機関等において医師としての業務に従事しようとする学校教育法第 1 条に規定する大学（同法第 97 条に規定する大学院を除く。）の医学を履修する課程に在学する者及び医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定による臨床研修を受けている者。
- 略来県内の医療機関等において医師としての業務に従事しようとする医学生、初期臨床研修を受けている者及び初期臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等を受けている者。

また、知事が指定する医療機関等の医師としての業務に従事した期間の年数が、奨学金の貸与を受けた期間の年数に達したときは債務の返還が免除される規程を設け、県内への医師の定着を図っている。

(ナ) 地域医療再生基金

設置目的

医療機能の強化、医師の確保等地域における医療課題の解決に向けて県が策定した地域医療再生計画に基づく事業を実施するための経費の財源に充てるために設置したもの。

根拠条例

愛媛県地域医療再生基金条例（平成 22 年 3 月設置、平成 26 年 3 月終期）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	5,129,430
増加		
造成	5,129,402	-
運用利息	28	11,702
減少		
医療施設設備整備事業費	-	414,830
地域医療再生学講座（仮称）等設置事業費	-	117,600
その他の事業		22,247
基金残高	5,129,430	4,586,455

平成 21 年度の造成は、国からの交付金として地域医療再生臨時特例交付金 5,000 百万円及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金 129 百万円である。

事業の概要

医療機能の強化、医師の確保等地域における医療課題の解決に向けて県が策定した地域医療再生計画に基づき、各種事業を実施している。

● 地域医療医師確保奨学金貸付金

県内で勤務する医師の確保を図ることを目的とした既存の県奨学金貸与制度を平成 22 年度からの医学部入学定員増員に併せて拡充する。

● 保健医療計画推進事業費

地域医療再生計画に基づく取組について、関係機関が事業実施にあたっての調整や事業の進捗状況の検証等を行う。

- **在宅歯科診療設備整備事業費**
 高齢者の口腔ケアの推進を図るため、訪問診療歯科診療に必要な医療機器の購入について補助を行う。
- **医療施設設備整備事業費**
 がん診療や救急医療など、地域医療において重要な役割を果たす医療機関が実施する医療機器整備に補助を行う。
- **休日夜間急患センター施設整備事業費**
 軽症患者の受け皿となる初期救急医療体制の拡充・強化及び救急告示病院の負担軽減を図るため、市町等が行う休日夜間急患センター整備に補助を行う。
- **地域医療再生学講座(仮称)等設置事業費**
 宇摩圏域における地域医療体制の維持を図るため、「地域医療再生学講座」を、また、八幡浜・大洲圏域における救急医療提供体制の維持を図るため「地域救急医療学講座」を愛媛大学医学部内に設置し、診療を通じた地域医療の支援や研究、医学生への講義・実地研修等を行う。
- **「愛媛の救急医療を守る県民運動」重点推進モデル事業費**
 地域住民に対し、救急医療体制を理解してもらい、その症状にあった適切な受診行動の実施とその定着の促進を図るための講演会や啓発資料の作成等を行う。
- **「ふるさと愛媛医療再生ネットワーク事業費**
 本県医療を側面から支援するため、首都圏における本県出身医師のネットワーク化の取組を支援するとともに、県外在住医師と県内医療関係者との交流や連携の促進を図る。
- **看護師等支援事業費**
 初期救急医療機能の充実強化のためトリアージナースを養成し、医師の負担軽減を図り、緊急性の高い患者から順番に医師の診察を受けられる流れを作り、救急医療機能の改善を図る。

(二) 妊婦健康診査臨時特例基金

設置目的

母子保健法に基づき市町が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るために要する経費の財源に充てるため。

根拠条例

愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例(平成21年3月設置、平成25年3月終期)

基金造成額の財源内訳

平成22年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
基金残高	-	817,196	686,956
増加			
造成	817,591	-	-
運用利息	-	4,277	1,613
減少			
妊婦健康診査事業	395	134,517	165,865
基金残高	817,196	686,956	522,704

事業概要

これまで、全14回の健診費用のうち、5回分は市町村が負担していた。公費負担とされていなかった9回分について本基金により1人当たり1回4,000円を市町村と県が同額を負担することにより、健診の100%利用を目標としたものである。なお、妊婦健康診査は、自由診療として位置づけられる。

平成22年度に事業に充当された165,865千円の内訳は、健診費用(市町事業補助金)162,724千円及び受診票印刷費等(県事業費)3,141千円である。

県は、母子手帳交付時等に受診指導実施を徹底することにより100%利用に呼びかけている。

【支給対象者、健診利用者数等】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診実人員（人）	132	12,610	12,329
受診延回数（回）	259	64,137	79,548
参考：出生者数(人)	11,561	11,507	11,427
備 考	事業開始 21.2.1～ 八幡浜市のみ	全市町事業開始	

(ヌ) 地域自殺対策緊急強化基金

設置目的

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、地域における自殺対策を緊急に強化するために要する経費の財源に充てるために設置したものの。

根拠条例

愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例(平成21年7月設置、平成25年3月終期)

基金造成額の財源内訳

平成22年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度
基金残高	-	139,746
増加		
交付金	163,676	9,447
運用利息	474	248
減少		
事業充当	24,404	48,479
基金残高	139,746	100,962

【内閣府経済社会総合研究所 都道府県別 自殺者数(自殺日・住居地)概況】

愛媛県	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
自殺者数	422	441	428	420	369	333

平成22年は暫定値

事業の概要

県は、国の地域自殺対策緊急強化交付金を基金として創設し、NPO法人等の民間団体による電話相談等の拡充、マスメディアや啓発グッズ等を活用した全県的な自殺予防の普及啓発、市町による自殺予防講演会の開催など、対策の充実強化を図っている。

地域自殺対策緊急強化事業のうち、民間団体に委託して電話相談等の拡充を図る相談支援等強化事業については、県のホームページ等を通じて広く募集し平成21年度は4団体、平成22年度は6団体に委託し(委託料1団体100万円以内)、相談拠点や電話回線の増設、相談員の養成研修等による相談対応能力の向上などを実施している。

また、普及啓発強化事業では、普及啓発活動の保健所等での実施、ポスターやテレビ、ラジオ、公共交通機関の中吊り広告などを活用した広報、及び平成 23 年 2～3 月の「えひめ ころもスマイル フォーラム」の県内 3 か所での開催（約 430 人の参加）を実施している。

このほか人材養成事業では研修会を実施したほか、強化モデル事業としてハイリスク者支援事業を実施している。

さらに、県内の 7 市 1 町に補助金を交付し、市町での自殺対策の助成を行っている。

(ネ) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金

設置目的

子宮頸がん予防ワクチン、インフルエンザ菌b型ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進するために要する経費の財源に充てるために設置したものの。

根拠条例

愛媛県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例

(平成23年2月設置、平成25年3月終期)

基金造成額の財源内訳

平成22年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移 (単位：千円)

	平成22年度
基金残高	-
増加	
造成	1,232,123
運用利息	126
減少	65,053
基金残高	1,167,196

事業概要

厚生労働省予防接種部会における意見書(平成22年10月6日)において、国際動向、疾病の重篤性等にかんがみ、子宮頸がん予防(HPV)ワクチン、ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うこととされたのを踏まえ、対象年齢層に、緊急にひととおりの接種を提供して、これらの予防接種を促進するために、基金を都道府県に設置したものである。

本基金造成にあたり、国からの子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付では、本基金の公費負担のカバー率を9割としたうえで市町村の柔軟な運用を可能としている。また、子宮頸がんワクチンの接種率は85%、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの接種率は100%と見込んでいる。

本基金は、都道府県に基金を設置し、市町村の事業に対して県が補助金を交付している。なお、都道府県事務費の1/2は都道府県が負担している。

【愛媛県における各ワクチンの接種対象者数】

種類	対象年齢	対象者数 (平成 23.4.1 現在)
子宮頸がん予防ワクチン	中学校 1 年生 (13 歳相当) ~ 高校 2 年生 (17 歳相当)	33,941 人
ヒブワクチン 小児用肺炎球菌ワクチン	2 か月齢 ~ 5 歳	74,124 人

(ノ) 安心こども基金

設置目的

保育所の整備、地域の子育て支援活動に関する取組の推進その他子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るために要する経費の財源に充てるために設置したもの。

根拠条例

愛媛県安心こども基金条例（平成 21 年 3 月設置、平成 27 年 3 月終期）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	1,012,754	3,276,093
増加			
造成	1,012,754	2,387,077	360,691
運用利息	0	7,852	7,520
減少			
子育て支援緊急対策事業費	-	112,859	1,282,912
その他の事業	-	18,732	153,430
基金残高	1,012,754	3,276,093	2,207,961

事業概要

平成 21 年度は、本基金事業として、「保育所、児童クラブ、認定こども園等の整備」に係る市町への補助等を行うとともに、国の平成 21 年度補正予算による基金事業の拡充・追加交付を受け、県でも基金を積み増しし、母子家庭を対象とした「高等技能訓練促進費の支給（実施期限：26 年度）」や「児童養護施設等の環境改善事業」等を追加実施した。

平成 22 年度の主な事業内容は以下のとおりである。

(単位：人、千円)

事業名		事業内容	実施主体	実施箇所	決算額
1	保育所緊急整備事業	保育所（公立を除く）の施設整備費の補助 (補助率 国 1/2 市町 1/4)	7 市	12	629,640
2	認定こども園整備事業	認定こども園の施設整備費の補助（学校法人または社会福祉法人が対象）	1 市	1	68,000
3	地域子育て創生事業	地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取組み及びそれに対する補助	県 15 市町	24	165,873
4	高等技能訓練促進費等事業	高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金の支給	9 市	100	70,318
5	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	ひとり親等の在宅就業について、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践	県 1 市	2	259,933

4「高等技能訓練促進費等事業」の実施箇所は人数を示す。

保育所緊急整備事業の保育所の創設、増改築等の状況は以下のとおりである。

(23 年度は予定)

(単位：人、千円)

年 度	保育所創設				増改築			改築 修繕	交付額 合計
	対象	定員 増減数	交付額	施設 名称	対象	定員 増減数	交付額	交付額	
21	1	60	57,510	ゆめの森	1	(30)	2,206	6,290	66,006
22	2	90	109,467	虹のそら他	5	95	317,083	203,090	629,640
23	4	220	238,889	勝愛、こども未来他	2	25	77,797	15,995	332,681

愛媛県の待機児童の状況は以下のとおりである。

(単位：人)

年月日	平成 22 年 4 月 1 日(A)	平成 22 年 10 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日(B)	増減 (B-A)
入所定員(ア)	26,042 (5,865)	26,042 (5,865)	26,107 (6,005)	65 (140)
入所児童数(イ)	22,698 (5,858)	24,073 (6,293)	22,821 (5,875)	123 (17)
定員充足率(イ/ア)	87.2%	92.4%	87.4%	0.2ポイント
待機児童数(ウ)	37 (37)	88 (88)	39 (39)	2 (2)
待機率(ウ/イ)	0.16%	0.37%	0.17%	
待機児童のある 市町数	1 市 (松山市)	1 市 (松山市)	1 市 (松山市)	

()内は内数で松山市分を示す。

松山市の待機の理由は、送迎可能な保育所に空きがないことによる。

22 年度保育所緊急整備事業等により、平成 23 年 4 月に保育所定員を増やす(140 名)とともに、23 年度は創設 2 園(定員増合計 120 名)の整備等を予定しており、待機児童の削減を図る予定となっている。

なお、国の平成 22 年度補正予算により、一部の事業を除き 22 年度末とされていた実施期限が 23 年度末まで 1 年延長されている。また、全国的に児童虐待が問題となっていることから、急遽「児童虐待防止対策緊急強化事業」が事業メニューの中に創設されるなど基金の拡充がなされ、基金創設当初に比べ事業の目的や内容が拡大している。

(八) 障害者自立支援対策臨時特例基金

設置目的

障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護に係る人材の確保等を図るために臨時又は緊急に必要な事業に要する経費の財源に充てるため。

根拠条例

愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例
(平成 19 年 3 月設置、平成 25 年 3 月終期)

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	1,047,624	790,126	1,346,376	2,759,597
増加					
造成	1,106,471	-	1,182,075	2,034,371	18,322
運用利息	72	7,076	6,285	10,208	6,517
返還等	-	-	-	-	2,854
減少					
事業充当	58,919	264,574	632,110	631,358	979,164
基金残高	1,047,624	790,126	1,346,376	2,759,597	1,808,126

基金を充当した事業及びその事業費は、事業概要に記載している。

事業概要

基金は「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」にメニュー化されている 6 項目 33 事業 60 細事業に対して充当可能である。

以下では、各項目の実績、主な事業及び事業概要、平成 21 年度及び平成 22 年度実績並びに平成 23 年度見込みを一覧としている。

(単位：千円)

事業名	実施主体	基金の負担率	事業概要	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (見込み)
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置				223,370	306,263	361,155
1. 事業運営安定化事業	市町	3/4	旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系施設及び障害児施設について従前の体系の報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。	88,474	127,246	112,174
	県	10/10				
2. 移行時運営安定化事業	市町	10/10	旧体系施設が新体系サービスへ移行した場合に従前(移行前)の事業収入額を下回る場合に、その差額について助成する。	2,210	43,536	103,050
3. 通所サービス等利用促進事業	市町	3/4	障害者通所授産施設等において行われる通所サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合に、当該送迎に要する費用を助成する。	109,869	132,430	133,779
	県	10/10				
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置				259,688	191,530	520,416
1. 障害者自立支援基盤整備事業	県	10/10	新体系移行等のための施設改修・増築、ケアホーム・グループホーム等の消防設備の整備及び新体系事業拡充のための設備や備品購入、生産設備整備等に対し助成する。	130,254	96,720	407,450
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置				23,331	42,796	67,374
1. 福祉・介護人材マッチング支援事業	県	10/10	都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。	11,000	26,523	35,127
4. 福祉・介護人材の処遇改善を図る措置				124,969	438,576	530,999
1. 福祉・介護人材の処遇改善事業	県	10/10	福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要へ応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者に対し助成する。	124,969	438,576	530,999
事業費合計				631,358	979,164	1,479,944

事業費は、基金を取崩して執行する金額のみ計上(一般財源の継ぎ足し等は含まない)。「事業運営安定化事業」及び「通所サービス等利用促進事業」の事業主体及び基金の負担率の欄は、上段は障害者施設、下段は障害児施設の場合を記載。

なお、「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」に、造成された基金を活用して平成 24 年度末まで事業を実施することができ、精算後の平成 25 年 12 月末に残余財産が生じた場合は国庫に返還することとされている。

(ヒ) 介護保険財政安定化基金

設置目的

保険料未納や、給付見込み違い等に起因する市町の財政不足について、貸付・交付を行うため、財政安定化基金を設置し、市町の介護保険財政の安定化を図るために要する経費の財源に充てることを目的としている。

根拠条例

愛媛県介護保険財政安定化基金条例（平成 12 年 3 月設置）

介護保険法第 147 条第 1 項（平成 9 年法律第 123 号）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 1/3、県費 1/3、市町村費 1/3

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	2,376,274	2,810,171	3,256,660	3,709,458	3,745,729
増加					
貸付金償還金	426,457	426,449	426,449	17,168	17,168
運用利息	7,440	20,040	26,349	19,103	8,565
基金残高	2,810,171	3,256,660	3,709,458	3,745,729	3,771,462

事業概要

保険者である市町村が通常の実力を行ってもなお生じる保険料未納や、給付見込み誤りに起因する市町の財政不足について、県が設置する財政安定化基金から貸付・交付を行い市町の介護保険財政の安定化を図るものであり、財源は国・県・市町村が 3 分の 1 ずつ負担している。

具体的な事業として貸付事業と交付事業の 2 つがある。

< 貸付事業 >

給付費の増加等による 1 号保険料の不足分に対して、無利子資金を貸し付けるもの。

（貸付要件）

- 軒画（事業運営）期間の 1 年度目と 2 年度目については、その年度において財源不足が見込まれること。
- Ⅴ年度目については、計画（事業運営）期間中を通じた財源不足が見込まれることとしている。

< 交付事業 >

計画(事業運営)期間の最終年度に、通常の実績努力を行っても予定していた保険料収納額に実績収納額が不足した場合に、保険料収納率低下による収納不足分の原則1/2を交付するもの。

(交付要件)

以下のうち少ないほうの額

- 保険料不足分(保険料収納実績と予定額との差)の1/2
- 収入不足分(基金対象事業についての収入額と費用額との差)の1/2

ただし、以下の理由から第3期(平成18年度以降)以降は十分な財源が確保されていると認められるため、新規の積立てを行わないこととしている。

- 平成18年度以降は既貸付にかかる市町村からの償還金収入が見込まれ基金に積み立てられること。
- 市町の拠出金の財源は高齢者の保険料であるため、保険料の増加を少しでも抑制できること。

各期間の積立てと取崩しの推移は次のとおりである。

(単位 : 千円)

事業運営(計画)期間		第1期	第2期	第3期	第4期
対象年度		12-14年度	15-17年度	18-20年度	21-23年度
積 立 て	新規造成 (うち県負担額)	3,057,021 (1,019,007)	728,124 (242,708)	- (-)	- (-)
	償還金	-	177,668	1,279,355	51,504
	利子	4,388	3,812	53,829	37,113
	計	3,061,409	909,604	1,333,184	88,617
取 崩 し	貸付 (対象市町村数 (延べ))	293,324 (22市町村)	1,215,203 (20市町村)	- (-)	- (-)
	交付 (対象市町村数 (延べ))	25,023 (11市町村)	61,190 (3市町)	- (-)	- (-)
事業運営(計画)期間未 残高		2,743,062	2,376,274	3,709,458	3,798,075
拠出率 (標準給付費見込みに乗じ る割合)		0.5%	0.1%	0.0%	0.0%

平成 23 年度は償還 1 千 7 百万円、利子 9 百万円が見込まれるため、第 4 期(23 年度)末の基金残高は 37 億 9 千 8 百万円を見込んでいる。

なお、市町は介護保険財政から返済するため、本基金に破綻はないものと見込まれている。

(フ) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金

設置目的

地域密着型介護老人福祉施設等の整備、特別養護老人ホーム等の消防の用に供する設備の整備及び地域の日常的な支え合い活動の体制づくりの促進を図るために要する経費の財源に充てるために設置したもの。

根拠条例

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

(平成21年10月設置、平成25年3月終期)

基金造成額の財源内訳

平成22年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度
基金残高		5,229,122
増加		
造成	5,310,924	1,347,782
運用利息	5,072	11,979
減少		
事業充当	86,874	2,070,539
基金残高	5,229,122	4,518,345

基金を充当した事業及びその事業費は「事業概要」に記載している。

事業概要

本基金は、県内の市町で必要となる介護施設、地域介護拠点等の緊急整備を行うとともに、既存施設におけるスプリンクラー等の整備、耐震化等の防災対策、ユニット化による環境改善に取り組むほか、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進するものである。

【平成 22 年度基金の執行内容と平成 23 年度の予定】 (単位:千円)

事業名		平成 22 年度	平成 23 年度
介護基盤緊急整備等事業費		2,070,539	2,167,696
内訳	介護基盤の緊急整備特別対策事業	1,521,750	1,348,000
	既存施設の sprinkler 等整備特別対策事業	218,946	320,338
	認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業	-	74,500
	介護基盤の緊急整備特別対策事業に係る市町追加補助事業	329,843	424,858
地域支え合い体制づくり事業費		-	350,000
合計		2,070,539	2,517,696

国の制度改正(22年12月22日付厚労省老健局長通知)により平成22年度に追加されたものであり、事実上平成23年度からの事業となる。

(へ) 介護職員処遇改善等臨時特例基金

設置目的

介護職員の処遇の改善及び特別養護老人ホーム等の開設の準備の支援に要する経費の財源に充てるために設置したものの。

根拠条例

愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例
(平成 21 年 10 月設置、平成 25 年 12 月終期)

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	6,365,601
増加		
造成	7,159,037	-
運用利息	7,172	14,804
交付金返還	-	5,672
減少		
介護職員処遇改善等特別 対策事業費	800,608	2,588,316
基金残高	6,365,601	3,797,761

事業概要

介護職員処遇改善交付金事業に係る取組の結果(平成 22 年度)、対象事業所数 1,309 事業所、介護職員数 167,668 人(常勤換算：常勤者 = 1 人)に対して、交付金の支払総額が 22 億 7 千万円、賃金改善実施額が 25 億 5 千万円(介護職員改善月額 15,199 円)である。

また、事業者から県に平成 21 年度の実績報告書の提出を受け、県が実績報告書の内容を審査し、賃金改善額が交付金受給額を下回っている事業者については、余剰金の返還を受けている。平成 21 年度の実績報告による交付金返還額は 567 万円、返還対象数 23 法人であった。

【平成 22 年度基金の執行内容と平成 23 年度以降の予定】 (単位：千円)

事業名	22 年度(実績)	23 年度(予定)	24 年度(予定)
介護職員処遇改善交付金事業	2,279,444	2,420,451	428,350
施設開設準備経費助成特別対策事業及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業	308,872	192,973	62,887

(ホ) 国民健康保険広域化等支援基金

設置目的

国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資するため、県設置の広域化等支援基金取崩しによる保険者への貸付金の無利子貸付又は交付金の交付を行う。国民健康保険法で定める広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるために設置したもの。

根拠条例

愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成 14 年 10 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 50%、県費 50%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	525,536	527,063	530,639	534,761	537,560
増加					
運用利息	1,527	3,576	4,122	2,799	915
基金残高	527,063	530,639	534,761	537,560	538,475
(うち、貸付金)	(-)	(-)	(-)	(-)	(250,000)

事業充当による減少はない。

事業概要

本基金は、法律に基づき国と県が 1/2 ずつ拠出し、平成 14 年度から平成 16 年度にかけて、国が定めた基準に基づいて造成したものである。国民健康保険の場合、後期高齢者医療制度と異なり、各市町がそれぞれ財政調整基金を有し、市町一般会計からの繰入れも可能であるため本基金は第二のセーフティネットの性格を持つものである。

< 貸付・交付の状況 >

平成 22 年度の 250 百万円の貸付は新居浜市に対するものである。新居浜市では平成 22 年度途中で国保財政の赤字が見込まれたため、市からの借入要望にこたえたものである。

平成 21 年度までの 4 年間貸付がなかった理由として、本基金は主に（ ）市町村合併に伴う保険料平準化のための貸付及び交付、（ ）財政赤字が見込まれる場合の

貸付を目的として造成した基金であり、()については、平成 17 年 8 月までに県内の市町村合併がほぼ完了したこと、()については、各市町にもそれぞれ国保財政調整基金があり、かつ市町一般会計からの繰入れも可能であることから、本基金から借入れる必要がなかったものと考えられる。

なお、現在のところ各市町から借入・交付の要望はない状況である。

(マ) 後期高齢者医療財政安定化基金

設置目的

後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るため、給付の見込み誤りや保険料の未納による財政不足の解消に必要な資金の交付や貸付を行うために設置したものの。

根拠条例

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成 21 年 3 月設置）
高齢者の医療の確保に関する法律

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 1/3、県費 1/3、広域連合 1/3

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
繰越基金残高	-	381,005	765,009
増加			
造成	380,998	380,997	414,927
運用利息	7	3,007	2,091
基金残高	381,005	765,009	1,182,027

事業充当による減少はない。平成 23 年度は 414,927 千円の積立て予定である。

事業概要

本基金は後期高齢者医療制度を運営する愛媛県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）の安定的な財政運営を図るために設置しているものである。基金の造成期間は、平成 20 年度から平成 25 年度の 6 年間であり、国、愛媛県及び後期高齢者医療広域連合がそれぞれ積立て額の 3 分の 1 を負担している。事業は大きく貸付事業と交付事業の 2 つがあり、貸付事業は、保険料の収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額についての無利子貸付であり、交付事業は、保険料不足と財政不足額が見込まれる場合、予定した収納率を下回って生じた未納部分の 2 分の 1 を交付を行なうものである。

また、平成 22 年度の法改正等によって、保険料を上昇抑制する場合にも交付できることになった。

<貸付・交付の状況>

広域連合の財政状況は以下のとおり高い保険料収納率により安定的な運営が行われており、交付等の必要性は生じていない。ただし、今後は保険料の上昇抑制のために本基金の活用が見込まれている。

【広域連合の財政状況】

(単位：百万円)

年 度	歳 入	歳 出	次年度繰越	保険料収納率
平成 20 年度	143,228	140,470	2,758	99.1%
平成 21 年度	169,513	164,744	4,769	99.3%
平成 22 年度	176,459	174,691	1,768	99.4%

(三) 企業立地資金貸付基金

設置目的

発電用施設周辺地域等への企業立地促進を図るため、立地企業に対して行う工場等新增設資金融資の原資となるもの。

根拠条例

愛媛県企業立地資金貸付基金条例（昭和 59 年 10 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	635,384	644,084	655,075	616,629	505,831
増加					
償還金	7,000	7,000	7,000	12,000	13,885
運用利息	1,700	3,991	4,554	2,202	754
減少					
貸付金	-	-	50,000	125,000	-
基金残高	644,084	655,075	616,629	505,831	520,470

表中の償還金は、貸付金の返済を受けたもの。なお貸付金残高の推移は下表のとおりである。

【貸付金残高の推移】

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
残 高	26,000	19,000	62,000	175,000	161,115
貸付残件数	2 件	2 件	3 件	2 件	2 件
貸付割合	3.8%	2.8%	9.1%	25.7%	23.6%

事業概要

工場の新增設に伴う設備投資資金について、県内の金融機関が低金利（現在 1.6% の固定金利）で企業に融資を行う際に、県が当該金融機関に無利子で貸付資金の一部（4 分の 1 以内）を融資するものである。

対象業種は、製造業、流通 4 業種（道路貨物運輸業、倉庫業、こん包業、卸売業）、情報サービス業、試験研究所等であり、貸付要件を満たせば、5～10 億円を融資限

度額として、15年以内（2年以内の据置期間を含む）の融資期間の範囲内で融資される。

審査に関しては、金融機関を通じての融資になるため金融機関独自の企業審査のほか、県は、対象事業、対象業種、融資金額、償還期間、雇用条件（3人以上）、対象地域、融資後3年以内に操業すること等の条件に合致しているか審査している。

また、事業計画書、決算書（3期分）、売買契約書、工事請負契約書、見積書、設計図、定款、謄本、印鑑証明等の必要書類をチェックし、また、企業訪問と実地調査を行うことにより、融資内容に問題が無いか判断している。

直近実績としては、平成20年度、21年度に各1件の融資があり、基金設置後から平成22年度末までに、24件708,750千円の貸付実績がある。

(ム) 核燃料サイクル地域振興基金

設置目的

核燃料サイクルの実施の円滑化に資するため特に必要がある地域における公共用施設の整備その他の地域振興を図るための措置の実施及び支援に要する経費の財源に充てるため、核燃料サイクル地域振興基金を設置するもの。

根拠条例

愛媛県核燃料サイクル地域振興基金条例（平成 22 年 3 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	1,000,000
増加		
造成	1,000,000	1,500,000
運用利息	-	2,286
減少		
地域振興事業	-	943,877
処分	-	39,801
基金残高	1,000,000	1,518,608

事業概要

愛媛県、八幡浜市、伊方町が実施する核燃料サイクル地域振興事業の原資となる基金であり、基金の原資は経済産業省所管の核燃料サイクル交付金である。当該交付金は、MOX燃料(混合酸化物燃料)の使用に同意した県に対し、総額 60 億円（交付期間：MOX燃料の使用開始年度まで 10 億円、使用開始翌年度から 5 年間で 50 億円）を限度額として、県が作成する地域振興計画（事業計画）に基づいて交付されるもので、当該交付金を原資に新規造成を行った。主な交付金対象事業は以下のとおりである。

- 愛媛県立中央病院(病院施設(1号館)建設)...5年間合計 26.7 億円
 病院施設(1号館)の建替のうち、二次被ばく医療機関として原子力災害による緊急被ばく医療等を実施するエリアの整備を交付金事業として行う。
- 伊方町防災行政無線・避難道路・避難所・消防施設等の整備
 ...5年間合計 26.3 億円

- 八幡浜市立八幡浜総合病院(医療機器整備)...5年間合計6.6億円
病院は、施設の老朽化・狭隘化や建物の耐震性に問題があるため、病院の建替えを行い、これに併せて交付金事業として医療機器類の購入を行う。

伊方町が行う防災行政無線(移動系)整備事業について、平成22年度事業に入札減少金が発生し、交付決定した額から「交付金割れ」が生じた。当該事業は単年度事業であることから、残余额39,801千円について国に返還した。

(メ) 県立高等技術専門学校機器整備基金

設置目的

県立高等技術専門学校における職業訓練の質の向上を図るための機器の整備を行うために設置したものの。

根拠条例

愛媛県県立高等技術専門学校機器整備基金条例
(平成 21 年 10 月設置、平成 24 年 3 月終期)

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	56,869
増加		
造成	56,866	21,776
運用利息	3	34
減少		
県立高等技術専門学校機器整備事業	-	56,866
基金残高	56,869	21,813

事業概要

発電用施設の周辺地域における公共施設の整備促進、地域の活性化等を目的として、国から交付される電源立地地域対策交付金を財源として造成した。高等技術専門学校(新居浜、今治、松山、宇和島の4校)の訓練機器の整備を行い訓練内容の充実を図ることで、訓練生が業界からのニーズに対応した知識・技能を習得し、就職につなげることを目的としている。

直近の平成 22 年度においては、新居浜校自動車整備科で老朽化した自動検査ラインシステムの更新を、今治校服飾ソーイング科でアパレルCADシステムのリース期間満了に対応した新規整備を行うなど、専門的で高度な知識・技能を有した人材を育成するための各種訓練機器の整備を実施した。

また、平成 23 年度においても、今治校設備エンジニア科でプログラマブルコントローラーの新規整備を行うなど、各種訓練機器の整備を実施している。

(モ) ふるさと雇用再生特別基金

設置目的

求職者等の雇入れによる継続的な雇用の機会の創出を図るために要する経費の財源に充てるために設置したもの。

根拠条例

愛媛県ふるさと雇用再生特別基金条例(平成21年3月設置、平成24年3月終期)

基金造成額の財源内訳

平成22年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
基金残高	-	4,502,398	3,712,335
増加			
造成	4,510,000	-	-
運用利息	-	23,568	8,751
その他 1	-	-	43
減少			
愛媛県ふるさと雇用再生事業費 2	7,602	533,498	822,485
市町ふるさと雇用再生事業費 2	-	280,133	591,761
基金残高	4,502,398	3,712,335	2,306,883

1 増加「その他」は、計算誤りによる事業経費の返還を市町等から受けたもの。

2 減少の県事業と市町事業費の配分はおおよそ6:4の方針である。

事業概要

現下の雇用情勢にかんがみ、国からのふるさと雇用再生特別交付金を積み立てて基金を造成し、この基金を活用することにより、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることを目的にしている。具体的には、地域の実情に応じて、県及び市町の創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施している。

また、ふるさと雇用再生特別交付金により造成された基金を基に実施する委託事業において雇用される労働者の正規雇用化を目的として、委託事業の実施に当たり、新たに雇い入れた労働者を、引き続き正規労働者として雇い入れた事業主に対し、

予算の範囲内において一時金を支給している。

新規雇用する労働者の雇用期間は原則 1 年以上とし、公共職業安定所(ハローワーク)を通じて募集を行っている。これにより、平成 22 年度においては県の事業として 317 人、市町の事業として 173 人の雇用が確保された。

平成 23 年度においては、介護・福祉、子育て、医療、産業振興、情報通信、観光、農林漁業及び教育・文化の 8 分野から、県の事業として 44 事業、市町の事業として 64 事業が行われている。

(ヤ) 緊急雇用創出事業臨時特例基金

設置目的

失業者に対する短期の雇用及び就業の機会の創出並びに生活及び就労の相談の総合的な実施を図るために要する経費の財源に充てるために設置したものの。

根拠条例

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

(平成 21 年 3 月設置、平成 26 年 3 月終期)

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

(単位:千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	1,799,962	6,416,340
増加			
造成	1,900,000	7,040,492	2,091,585
運用利息	-	24,232	16,578
その他 1	-	11	26
減少			
愛媛県緊急雇用創出事業費 2	72,766	1,456,184	1,757,500
市町緊急雇用創出事業費 2	27,272	992,173	1,097,738
生活困窮者支援対策等事業費	-	-	79,550
基金残高	1,799,962	6,416,340	5,589,741

1 増加「その他」は、計算誤りによる事業経費の返還を市町等から受けたもの。

2 減少の県事業と市町事業費の配分はおおよそ 6 : 4 の方針である。

事業概要

現下の雇用失業情勢にかんがみ、国からの緊急雇用創出事業臨時特例交付金(以下「交付金」という。)を積み立てて基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者の生活の安定を図ることを目的にしている。具体的には失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施している。

新規雇用する労働者の雇用期間について、緊急雇用事業は 6 か月以内(1 回に限り更新可能)、重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業は 1 年以内(介護福祉士の

資格取得を目指すことを目的とする事業及び若年者の雇用機会の確保を目的として実施する事業については、1 回に限り更新可能)であり、公共職業安定所(ハローワーク)を通じて募集を行っている。これにより、平成 22 年度においては愛媛県の事業として 2,035 人、市町の事業として 1,079 人の雇用が確保された。

平成 23 年度においては、介護・福祉、子育て、医療、産業振興、情報通信、観光、環境、農林漁業、治安・防災、教育・文化の 10 分野から、県の事業として 141 事業、市町の事業として 222 事業が行われている。

(ユ) 中山間ふるさと保全対策基金

設置目的

中山間地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と、地域住民活動の活性化を図るため、県が行う中山間ふるさと・水と土保全対策(推進)事業の実施に係る経費に充てるために設置したものの。

根拠条例

愛媛県中山間ふるさと保全対策基金条例(平成5年10月設置)

基金造成額の財源内訳

平成22年度末 国費33.3%、県費66.7%

基金残高の推移

(単位:千円)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
基金残高	1,297,289	1,297,062	1,299,216	1,302,084	1,302,924
増加					
受取配当	6,400	6,400	6,400	7,233	6,519
運用利息	2,041	4,757	5,466	3,700	1,620
減少					
ふるさと・水と土ふれあい事業	8,668	9,003	8,998	10,093	9,356
基金残高	1,297,062	1,299,216	1,302,084	1,302,924	1,301,707

受取配当は、基金残高のうち約594百万円を原資として有価証券(北海道、大阪府、大阪市公募債0.69%~1.5%)で運用しているもの。

事業概要

中山間地域¹、棚田地域は、洪水の緩和や地下水涵養などの機能のほか、多彩な自然景観を有する県民の安らぎの場として重要な役割を果たしているが、過疎化や高齢化により耕作放棄地の増加や集落機能の低下が危惧されている。

このため、県は、農地及び水路、ため池などの土地改良施設の利活用や農村の景観、郷土の伝統文化を保存する地域住民活動への支援などを目的に、「ふるさと・水

¹ 中山間地域とは、平野の外縁部から山間地を指し、山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の65%を占めている。過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の5法により指定された地域に揚げる土地の区域の全部又は一部を含む市町の区域のほか、土地改良施設や農地の機能を維持保全するための地域住民の活動がなされている市町の区域も含む。

と土ふれあい事業」を積極的に実施している。

県で造成した 13 億円の「中山間ふるさと保全対策基金」の運用益を活用しながら、調査研究事業（土地改良施設や農地の機能強化・保全に関する調査・研究等）、研修事業（地域住民活動の活性化に関する人材（ふるさと水と土指導員の育成）、推進事業（保全対策推進委員会の開催、集落づくりワークショップの開催等）を実施している。

(三) 森林整備担い手対策基金

設置目的

林業従事者の 労働安全衛生の充実 技術及び技能の向上 福利厚生の実等を実現することにより、森林整備の担い手を確保育成するために設置したもの。

根拠条例

愛媛県森林整備担い手対策基金条例（平成 5 年 10 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	1,668,620	1,670,055	1,671,284	1,671,622	1,671,812
増加					
受取配当	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500
運用利息	310	739	738	563	247
減少					
森林整備担い 手確保育成対 策事業	21,375	22,010	22,900	22,873	21,480
基金残高	1,670,055	1,671,284	1,671,622	1,671,812	1,673,079

1,495 百万円の基金を、毎事業年度有価証券（北海道公募債 1.5%）で運用しているもの。

事業概要

農山村の過疎化による林業従事者の減少と高齢化が進行しており、林業生産活動はもとより、国土の保全や水源のかん養、環境の保全等、森林の有する多様な機能を維持するうえで、大きな障害となっている。このような厳しい状況に対処して、活力ある愛媛林業の確立を目指し、森林整備の担い手を確保・育成するために支援を行う経費である。

主な事業は以下のとおりである。

• 森林組合作業班等確保育成事業

（労災保険料の一部助成）

事業主が全額負担している労災保険料について、その一部を対象として助成する。

(林業退職金共済掛金の助成)

事業主が負担している林業退職金共済掛金等に対し助成する。

- 支援センター推進事業

林業労働力確保支援センターの運営経費について支援を行う。

- 林業労働安全衛生推進事業

林業従事者の就労環境の改善のために安全衛生器具及び労災防止機械の整備を支援する。

(ラ) 森林整備地域活動支援基金

設置目的

森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援するために設置したもの。

根拠条例

愛媛県森林整備地域活動支援基金条例（平成 14 年 4 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	58,597	63,680	132,709	137,382	155,005
増加					
造成	141,420	126,200	62,000	80,000	-
運用利息	160	391	992	693	266
減少					
県推進事務 2	-	-	-	-	188
市町への交付金 1	136,497	57,562	58,319	63,070	68,376
基金残高	63,680	132,709	137,382	155,005	86,707

- 1 市町から、規定の活動を行った森林所有者等に交付金が支払われるもので、本基金からの取崩しは国の負担部分である。
- 2 平成 22 年度の事業充当は、県の事務費に充てたものである。平成 21 年度まで県の事務費は森林整備地域活動支援推進事業として、別途国の補助事業で手当されていたが、平成 22 年度の制度改正により、事務費の国補助分（1/2）を基金から取崩す方式に変更となった。

事業概要

近年、林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、適時適切な森林施業の実施に不可欠な森林の現況の把握等の活動が十分に行われなくなっている。

このため、適切な森林整備の推進を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による施業の実施に不可欠な地域活動が確保されるよう、保育等の森林施業が必要となる一定林齢以下の育成林の面積に応じて交付金を交付

している。

国の平成 22 年度予算については計上が見送られたことから、県予算からの追加積立ても行われず、また、平成 22 年度末の基金残高により平成 23 年度事業の実施が可能なことから、平成 23 年度予算についても、交付金の積立では行われず利子積立金のみの計上となっている。

助成対象は、30ha 以上のまとまりを要件として、森林施業計画の認定を受けている森林である。また、対象行為は市町村長との間の協定に基づき行う施業の実施に不可欠な地域活動（森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業等）であり、活動実績に対する定額助成である。

(リ) 森林環境保全基金

設置目的

水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策を推進するため、森林環境保全基金を設置したものの。

根拠条例

愛媛県森林環境保全基金条例（平成 17 年 4 月設置）

基金造成額の財源調整

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	110,489	204,627	318,890	184,406	57,883
増加					
造成	347,000	397,799	393,316	398,233	496,381
運用利息	304	1,418	2,413	1,110	100
減少					
森林環境保全基金 事業	253,166	284,954	530,213	525,866	432,613
基金残高	204,627	318,890	184,406	57,883	121,751

事業概要

基金として積み立てる額は、愛媛県森林環境税条例（平成 16 年愛媛県条例第 46 号）の規定による森林環境税の収入額に相当する額から賦課徴収に要する経費控除した金額である。平成 22 年度は以下の県指定事業と公募事業が実施されている。

- 森をつくる活動（県指定事業 基金使用額 185,970 千円）

生活に欠くことのできない「水」を育む上流域の森林を対象に、整備・保全をしていく活動を支援するとともに、山地防災機能の向上を図るため、山地災害危険地区のうち土砂流出防止機能が著しく低下した森林について、森林整備の実施や、森林の整備・保全に必要な技術者等の人材の育成を進める事業である。

- 木をつかう活動（県指定事業 基金使用額 183,197 千円）

持続的に森林整備を進めるうえで不可欠な森林資源の利活用を促進するため、公共的施設や民間住宅における木造化・木質化、県産材の需要拡大を推進すると

ともに、林内に放置されている未利用材の有効活用を図り、再生可能なエコ・マテリアル(環境素材)である木材を暮らしの中に取り入れ、人に優しい生活環境を創造する事業である。

- **森とくらす活動(県指定事業 基金使用額 33,953 千円)**

県民参加による森林づくりを本格化するため、森林づくりを行う市民グループや団体間の交流や情報の提供、森づくりの場(フィールド)の提供を行うとともに、次代を担う青少年を対象とした森林環境学習等を行い、暮らしの中で森林との共生を推進する事業である。

- **県民参加の森林づくり公募事業(公募事業 29,493 千円 56 事業実施)**

森林環境税の目指す「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」を県民と一体となって推進するため、県民の豊かな発想や自発的な活動を引き出すことにより、県民参加を具体化した事業である。

(ル) 森林そ生緊急対策基金

設置目的

地球温暖化の防止に向けた森林吸収目標の達成並びに木材及び木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現のため、間伐等の森林整備の促進及び間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図り、もって水源かん養等の多面的機能を有する森林をそ生するために要する経費の財源とするために設置したものの。

根拠条例

愛媛県森林そ生緊急対策基金条例（平成 21 年 7 月設置、平成 27 年 3 月終期）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	3,510,181
増加		
造成	3,700,000	300,000
運用利息	737	8,076
減少		
森林そ生緊急対策事業	190,556	2,067,044
基金残高	3,510,181	1,751,213

事業概要

平成 21 年度から平成 23 年度の 3 か年で、国が交付する「森林整備加速化・林業再生事業費補助金」を原資に、定額助成方式による間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進める取組を支援している。

主な事業としては、不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積、作業路網の整備、関連条件整備活動等の除間伐等である。事業の目的は地球温暖化防止であることから、間伐の実施は必須である。平成 21 年度に 215ha、平成 22 年度に 2,029ha を実施しており、平成 23 年度には 2,944ha の間伐を実施する予定である。

助成方法としては、森林組合に対して間伐 1ha あたり 25 万円を上限として補助金を支給している。なお当該伐木の処理コストの実勢価格は 1ha あたり 27～28 万円

あることから補助金額は適正と認められる。

このほか、林内路網整備(作業道整備、関連条件整備活動)、森林境界の明確化(事前調査、現地調査、成果の整理等)、里山再生対策(侵入竹の除去、森林病虫害防除等)、高性能林業機械等の導入、木材加工流通施設等整備等を実施している。

(レ) 県有林経営事業基金

設置目的

県営林経営事業の拡充合理化を図るために設置したものの。

根拠条例

愛媛県県有林経営事業基金条例（昭和 39 年 3 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	15,407	15,407	15,407	15,407	15,407
増加					
運用利息	42	92	100	30	10
減少					
その他	42	92	100	30	10
基金残高	15,407	15,407	15,407	15,407	15,407

運用利息は、愛媛県県有林経営事業基金条例第 4 条に基づき、県有林経営事業特別会計へ繰入れを行っている。

事業概要

県営林の規模としては、6,566ha の広さで、主に南予に多い。

「県有林経営事業特別会計」の事業として、県営林の維持管理や木材生産を行っている。

現在、管理担当係(公有林整備係)では県営林の二酸化炭素の吸収量等の把握や、適正な森林整備を進めるためのデータを把握するための調査を行っている。

(ロ) 漁業振興資金積立金

設置目的

愛媛県漁業振興資金積立金条例に基づき、漁業設備の近代化等に必要な資金の融通を円滑にし、もって漁業の振興を図ることを目的として設置したもの。

根拠条例

愛媛県漁業振興資金積立金条例（昭和 39 年 4 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

(単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000
増加					
運用利息	575	575	805	575	207
減少					
その他	575	575	805	575	207
基金残高	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000

運用利息を一般会計に納入している。

事業概要

漁業者等が必要とする設備資金、住宅資金、運転資金を融通するため、愛媛県信用漁業協同組合連合会(以下、「県信漁連」という。)に預託金の 3 倍協調融資を条件として積立てしており、漁業者等の資本整備や経営安定を図るものである。

当初 70 百万円で基金をスタートし、昭和 44 年度、45 年度に 80 百万円ずつ増額し、その後は基金残高は 230 百万円に固定されている。毎事業年度の期首に貸付(積立て)が行われ、事業年度末に償還されている。当該預託金により、県信漁連定期預金 1 年物の運用利息が毎事業年度発生し、一般会計への繰入れが行われている。

長期かつ低利の施設資金等を貸し付けた融資機関(漁協、県信漁連等)に利子補給を行い、より低利な資金として利用できるようにする漁業近代化資金等の利子補給制度を補完するものである。事業開始時と比べ、漁業者の減少、特に 40 歳未満の若年漁業者が減少傾向にあるものの、今後も漁業者等の幅広い資金需要に対応する必要があるとの認識であり、貸付が行われているものである。

なお、貸付実績に関して、県信漁連に毎年度報告を求めており、基金の運用状況をモニタリングしている。

(ワ) 真珠産業振興基金

設置目的

真珠産業の振興に資する施策を実施するために設置したもの。

根拠条例

愛媛県真珠産業振興基金条例（平成 23 年 3 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移（単位：千円）

	平成 22 年度
基金残高	-
増加	
寄附金	179,394
基金残高	179,394

財団法人全国真珠信用保証基金協会から寄附金を受けたものである。

事業充当による減少はない。

事業概要

平成 21 年 4 月に解散した財団法人全国真珠信用保証基金協会からの寄附金を原資とし、真珠母貝の生産体制の強化対策、真珠の品質の向上対策、及びブランド化対策その他の真珠産業の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に充てるため、真珠産業振興基金を設置した。事業の実施期間としては平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の予定である。

基金事業

● 真珠母貝生産体制強化事業

漁協等が、生産コストの低減及び種苗の品質向上を目的とし、アコヤガイ種苗生産施設の改修又は施設整備する場合、必要な経費の一部を助成する。

● 真珠品質向上対策事業

低品質の真珠の流通を防止する目的で、県漁連が低品質真珠の買上げ、廃棄を行う場合の買上げ及び廃棄費用に対し、25,000 千円を上限に必要な経費を助成する。

● 真ひめ真珠ブランド確立推進事業

県漁連が愛媛県産真珠だけを使用した高品質商品の開発を行うとともに、宝石として最上級クラスの愛媛県真珠のブランド化を確立し、高品質真珠の販売を促進することを目的とした事業を実施する場合、必要な経費の一部を助成する。

(中) 高等学校等修学支援基金

設置目的

経済的理由によって修学が困難な高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程の生徒並びに東日本大震災の被災者のうち経済的理由によって修学が困難な幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校の生徒等の支援に要する経費の財源に充てるため、高等学校等修学支援基金を設置したものの。

根拠条例

愛媛県高等学校等修学支援基金条例

(平成 21 年 10 月設置、平成 27 年 3 月終期)

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 国費 100%

基金終期時に残高がある場合、国に返還する。

基金残高の推移

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	-	364,583
増加		
造成	437,619	-
運用利息	185	857
減少		
奨学資金事業	67,214	40,624
私学授業料減免補助事業	6,007	29,856
基金残高	364,583	294,960

事業概要

東日本大震災により被災した幼児、児童及び生徒の修学を支援するため、平成 21 年 10 月に設置した愛媛県高等学校等修学支援基金に、国から交付される被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を新たに受け入れて事業の対象範囲を拡大した。

平成 22 年度における基金の取崩し実績としては、経済的理由による修学困難な高等学校等生徒への奨学資金貸付金として、135 名(奨学生)に対し 40,624 千円の貸付が行われている。平成 21 年度に比べて使用額が減少しているのは、平成 22 年度から導入された高等学校授業料無償化の影響を受け、対象者数が大幅に減少したた

めである。

また、私立高校授業料減免事業については、平成 22 年度において私立高等学校生徒の授業料を減免している学校設置者に対する補助金として、学校法人 10 法人に対して 29,856 千円の基金取崩しが行われている。平成 22 年度から、授業料（県私立高校平均額を限度）と就学支援金との差額について減免を行う学校法人に対し助成を行い、低所得世帯の実質の授業料無償化を図ったことから対象者数が増加したこと等により、平成 21 年度と比べて、取崩し額が増加している。

(エ) 県立学校火災等災害復旧基金

設置目的

県立学校の火災等災害復旧のために設置したもの。

根拠条例

愛媛県県立学校火災等災害復旧基金条例（昭和 39 年 3 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基金残高	181,245	181,554	182,586	183,632	185,437
増加					
運用利息	309	1,032	1,046	1,805	424
基金残高	181,554	182,586	183,632	185,437	185,861

事業充当による減少はない。

事業概要

施設が火災等の災害に遭ったときのために基金を積み立てておくことは、当然の責務との考えの下、運用した利息を県立学校火災等災害復旧基金に積み立て、県立学校に火災等が起こった際にはこれを活用することを目的とした、万が一に備えての基金である。

他県はほぼ保険に加入しており、西日本で未加入の県は岡山県と愛媛県の 2 県であり、愛媛県では基金設置で保険加入の代替としている。

過去をみると毎年度自然災害等の災害が発生しているが、小規模なものが多く、県立学校校舎等整備事業費で対応しているため、基金設置後、取崩し実績はない。

(ヲ) 県立学校施設耐震化促進基金

設置目的

県立学校施設の耐震化の促進を図るために要する経費の財源として設置したもの。

根拠条例

愛媛県県立学校施設耐震化促進基金条例（平成 23 年 3 月設置）

基金造成額の財源内訳

平成 22 年度末 県費 100%

基金残高の推移（単位：千円）

	平成 22 年度
基金残高	-
増加	
造成	2,000,000
基金残高	2,000,000

事業充当による減少はない。

事業概要

東南海・南海地震の発生が予想される中、生徒の安全・安心を確保するとともに、地震発生時に地域住民の避難施設として利用される県立学校校舎（60 校）等の耐震化の促進を図るための経費の財源に充当する基金（特定目的基金）が創設された。県立学校校舎（60 校）等の耐震化を積極的に進めていくためには、多額の経費（県費）を必要とすることから、その経費の一部を事前に基金に積み立てることにより、今後の財政負担の軽減を図るためである。

耐震化事業により、児童生徒にとって学校生活の基盤である学校施設の整備を進めることで、安全安心な学校づくりという施策に対しハード面から直接的に貢献することができる。

平成 22 年度造成の 20 億円は、「愛媛県耐震改修促進計画」における、耐震化の当面の目標である平成 27 年度末の耐震化率 80% 超を達成する場合に、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に必要と見込まれる県費総額のうち、起債が活用できない事業である仮設校舎（プレハブ）、学校執行工事、既設校舎撤去等の事業費相当額を積み立てたものである。今後の基金の年度ごとの使用計画は以下のとおりである。

【今後の基金の使用予定】

(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
使用予定	585,000	203,000	406,000	406,000	406,000

具体的な耐震化事業のスケジュールについては、今後の耐震診断結果によって、工事の優先順位付けを行い、決定することとしている。

(ン) 美術品等取得基金

設置目的

美術品及び美術に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うために設置したもの。

根拠条例

愛媛県美術品等取得基金条例（平成7年12月設置）

基金造成額の財源内訳

平成22年度末 県費 100%

基金残高の推移

（単位：千円）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
基金残高	272,781	270,681	270,681	270,681	238,676
増加					
運用利息	-	-	-	-	-
減少					
美術品購入事業	2,100	-	-	32,005	16,377
基金残高	270,681	270,681	270,681	238,676	222,299

基金は造成時の金額で資金運用しており、運用利息は一般会計に算入している。表中の基金残高は、美術品等購入分を除いた「預金残高」部分のみを示しており、美術品を含めた基金残高の合計は30億円である。

事業概要

30億円を基金として設置し、美術品の購入を行っている。

具体的な購入手続は以下のとおりである。

- 美術館が、同館の収集方針に基づき調査・研究を行い、候補作品を選考する。
- 候補作品について、教育長が「愛媛県美術品等収集評価委員会」に対し、その選定及び評価等を諮問する。
- 同評価委員会からの答申を踏まえて、教育長が知事決裁を受ける。

直近の5か年度では、平成18年度に1件、平成21年度に134件、平成22年度に31件の購入が行われている。

愛媛県美術館のコレクションは、その前身である愛媛県立美術館（1970年開館）に始まり、主に郷土作家の作品を収集している。そして、1998年11月に愛媛県美術館として再出発するのを機に、モネ、ボナール、セザンヌ等の海外作家の作品や、

近代日本を代表する安田靫彦、中村彝等の作品、また、現代美術では白髪一雄、靨
嘔等の作品も収集し、更に近年は郷土出身作家である杉浦非水、真鍋博、田窪恭治
等のコレクションも加わって、現在 10,000 点余りを収蔵している。

美術品は美術館における常設展(年間 5~6 回の作品入れ替え)にて展示されるほ
か、県内外の展覧会にも貸出されている。

(3) 概要把握の結果、気付いた事項(意見)

(ア)「(ミ) 企業立地資金貸付基金」について

本基金は、工場の新増設に伴う設備投資資金について、県内の金融機関が低金利(現在 1.6%の固定金利)で企業に融資を行う際に、県が当該金融機関に無利子で貸付資金の一部(4分の1以内)を融資する「愛媛県企業立地資金」貸付制度の原資である。基金設置後から平成 22 年度末までに、24 件 708,750 千円の貸付実績がある。

ただし、直近 5 年間の金融機関への貸付状況は次のとおりであり、平成 20 年度、平成 21 年度にそれぞれ 1 件の融資を行ったのみである。

【貸付金残高の推移】

(単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
貸付残高	26,000	19,000	62,000	175,000	161,115
貸付残件数	2 件	2 件	3 件	2 件	2 件
基金残高	677,084	681,075	635,630	680,831	681,585
貸付割合	3.8%	2.8%	9.1%	25.7%	23.6%

利用度が低くなっている原因として、市場金利が低くなり、本基金の貸付制度のメリットが小さくなってきていること、もしくは借入需要が少なくなっていること等が考えられる。

(イ) 意見

借入需要がある場合には、市況に合わせた貸付制度の変更等を行い、より有効な基金の活用について検討する必要がある。また、借入需要がそもそも少ない場合には、基金の規模を適切な水準に見直す必要がある。

2. 監査対象基金の選定理由

平成 22 年度末時点において設置されている基金・積立金は 48 ある。このうち平成 23 年 5 月に会計検査院の検査対象となった基金は 14 基金、地方自治法第 241 条の規定により毎会計年度に監査委員が審査を行っている基金は 4 基金ある。

会計検査院及び監査委員の検査及び審査対象となった基金は、調査内容や調査時期が重複する面があるため、包括外部監査のより詳細な調査対象から除くこととした。

また、平成 23 年 2 月及び 3 月に設置された 3 基金についても、設置されて間もないため、包括外部監査のより詳細な調査対象から除くこととした。

したがって、これらの 21 基金を除く 27 基金について、基金の担当部署に詳細な質問等を実施した。

国の制度として設置された基金等、県だけでは対応が困難な基金については、当該事情を勘案し、結果として 11 基金について課題を識別した。この 11 基金に対する意見は、次の「3. 11 基金の個別意見」に記載している。

【11 基金の一覧】

No	部等名	課名	基金名	区分	22 年度末 現在高 (千円)	意見 等の 有無
ア	総務部	財政課	愛媛県財政基盤強化積立金	預金	13,403,336	
				有価証券	44,103	
ウ	総務部	財政課	愛媛県県有施設維持管理基金	預金	18,000,000	
エ	総務部	財政課	愛媛県大規模県有施設整備基金	預金	1,000	
オ	総務部	財政課	愛媛県県債管理基金	預金	10,508,871	
カ	総務部	人事課	愛媛県職員退職手当基金	預金	500,000	
ク	企画振興部	国体準備課	愛媛県国民体育大会開催基金	預金	1,739,250	
ク	保健福祉部	保健福祉課	愛媛県社会福祉施設整備基金	預金	1,461,373	
リ	農林水産部	森林整備課	愛媛県森林環境保全基金	預金	121,751	
レ	農林水産部	森林整備課	愛媛県県有林経営事業基金	預金	15,407	
ロ	農林水産部	漁政課	愛媛県漁業振興資金積立金	預金	230,000	
エ	教育委員会	高校教育課	愛媛県県立学校火災等災害復旧基金	預金	185,861	

表中「22 年度末現在高」には、出納整理期間中(23 年 4 月～5 月)の増加・減少額を含んでいる。

3.11 基金の個別意見

(1) 財源対策用基金（財政基盤強化積立金及び県債管理基金）

(ア) 現状及び課題

財政基盤強化積立金とは、地方財政法第4条の3及び第7条の規定に基づいて設置されたものであり県財政の健全な運営を目的とし、県債管理基金とは県債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保し、もって将来にわたる県財政の健全な運営に資することを目的として設置されたものである。そしてこの二つの基金を合せて財源対策用基金としている。

愛媛県では、自主財源が乏しいうえに、いわゆる三位一体改革により地方交付税等が大幅に削減されたこともあって、財政破綻の危機的状況（財政再生団体へ転落する恐れ）に陥ったことから、平成17年10月に「愛媛県財政構造改革基本方針」を策定した。この基本方針を受けた平成18年度から平成22年度における財政構造改革への取組の成果の一つとして、財源対策用基金残高の目標であった200億円を達成した。

しかし、今後も高齢化社会の進展等による扶助費・社会保障関係経費の増加が予想され、依然として厳しい財政状況が続くと見込まれることから、平成23年11月に「財政健全化基本方針」を策定して財政健全化に向けた取組をさらに推進していくこととなった。

「財政健全化基本方針」においては、中期財政見通しにより今後3年間で財源不足額が385億円見込まれ、今後も厳しい財政運営が求められるとして、平成23年度から平成26年度における財政健全化に向けた「3つの目標」を設定し、類似団体の平均を上回ることを目標とした。ここで、「3つの目標」とは、

財源対策用基金残高、 実質公債費比率、 将来負担比率である。

類似団体とは、平成22年度決算における財政力指数同位グループ11県（財政力指数0.400以上～0.500未満）であり、石川県、香川県、長野県、富山県、福島県、山口県、奈良県、福井県、愛媛県、新潟県、山梨県である。

このように、財政基盤強化積立金と県債管理基金は財源対策用基金としてその十分な確保を目標としているが、過去からの各基金残高の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
財政基盤強化 積立金	5,427,612	6,995,437	5,144,119	6,563,294	6,811,195	13,447,439
県債管理基金	5,317,158	5,332,736	2,368,854	2,390,885	2,403,388	10,508,871
合計(財政対策 用基金)	10,744,770	12,328,173	7,512,973	8,954,179	9,214,583	23,956,310

ここで、平成22年度末において財源対策用基金残高の全国平均は442億円であり、愛媛県の240億円は全国平均以下となっている。そこで、愛媛県では財源対策用基金残高の目標値を、類似団体平均295億円を上回る300億円とした。愛媛県は、財源対策用基金残高の目標値300億円の理由については、今後、発生のおそれがある東南海・南海地震などの大規模災害等への備えや、急激な景気変動による県税収の減や緊急的な財政出動にも対応できるように、県財政の弾力化の観点からも現在の200億円規模の残高を堅持しつつ、更なる積み増しを目指すとしている。

財源対策用基金の内、県債管理基金は県債の償還等の財源に活用するものであるが、県債残高の平成17年度から平成26年度の推移は以下となっており、今後も増加が見込まれている。

【県債残高の推移】

(単位：億円)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
県債 残高	9,581	9,591	9,457	9,402	9,537	9,773	10,104	10,066	10,138	10,179

一般会計決算ベース(23年度は予算、24年度以降は推計)

(イ) 目標達成に向けた積立て(意見)

財源対策用基金とは、財政基盤強化積立金と県債管理基金の合計である。このうち、県債管理基金は県債の償還及び適正な管理に限られるなど、基金の具体的な使途目的は設置目的により異なっているが、ともに県財政の健全な運営を目的とし、いわゆる年度間の財源の調整として活用できる。「財政健全化基本方針」では、取組期間を平成26年度までとし、財源対策用基金残高の目標を300億円としているが、できるだけ早期の目標達成に向けて、引き続き行財政改革を断行し、歳出削減等による基金の取崩しの圧縮や積立てに最大限の努力をすべきである。

(2) 県有施設維持管理基金

(ア) 現状及び課題

本基金は、「第2 1.(2)(ウ) 県有施設維持管理基金」に記載のとおり、一定の要件を充たす県有施設の維持管理費に充当され、対象として9つの県有施設が該当する。

各対象施設の平成18年度から平成22年度における基金充当額の維持管理一般財源所要額に占める割合(以下「充当割合」という。)は以下のとおりである。

【年度別・施設別充当額】

(単位：千円)

年度	県有施設名	維持管理費 (一般財源所要額)	充当額 (取崩し額)	充当割合
18	南レク公園	344,184	10,257	3.0%
	総合運動公園	188,284	5,611	3.0%
	動物園	361,857	10,784	3.0%
	県民文化会館	145,074	4,324	3.0%
	テクノプラザ愛媛	86,634	2,582	3.0%
	生涯学習センター	108,063	3,221	3.0%
	総合科学博物館	190,067	5,664	3.0%
	歴史文化博物館	188,240	5,610	3.0%
	アイテムえひめ	110,952	3,307	3.0%
	計	1,723,355	51,360	3.0%
19	南レク公園	343,401	25,503	7.4%
	総合運動公園	198,562	14,746	7.4%
	動物園	352,337	26,166	7.4%
	県民文化会館	146,824	10,904	7.4%
	テクノプラザ愛媛	81,649	6,064	7.4%
	生涯学習センター	90,573	6,727	7.4%
	総合科学博物館	155,624	11,558	7.4%
	歴史文化博物館	157,753	11,716	7.4%
	アイテムえひめ	113,580	8,435	7.4%
	計	1,640,303	121,819	7.4%
20	南レク公園	301,582	30,816	10.2%
	総合運動公園	168,676	17,235	10.2%
	動物園	301,570	30,814	10.2%
	県民文化会館	123,862	12,656	10.2%
	テクノプラザ愛媛	69,584	7,110	10.2%

年度	県有施設名	維持管理費 (一般財源所要額)	充当額 (取崩し額)	充当割合
20	生涯学習センター	72,201	7,377	10.2%
	総合科学博物館	115,358	11,787	10.2%
	歴史文化博物館	116,214	11,875	10.2%
	アイテムえひめ	97,182	9,930	10.2%
	計	1,366,229	139,600	10.2%
21	南レク公園	335,857	19,602	5.8%
	総合運動公園	188,714	11,014	5.8%
	動物園	332,990	19,434	5.8%
	県民文化会館	144,100	8,410	5.8%
	テクノプラザ愛媛	72,731	4,245	5.8%
	生涯学習センター	123,252	7,193	5.8%
	総合科学博物館	161,073	9,401	5.8%
	歴史文化博物館	169,818	9,911	5.8%
	アイテムえひめ	108,521	6,334	5.8%
	計	1,637,056	95,544	5.8%
22	南レク公園	333,157	9,062	2.7%
	総合運動公園	188,509	5,127	2.7%
	動物園	323,081	8,787	2.7%
	県民文化会館	119,788	3,258	2.7%
	テクノプラザ愛媛	81,841	2,226	2.7%
	生涯学習センター	113,670	3,092	2.7%
	総合科学博物館	148,665	4,043	2.7%
	歴史文化博物館	159,401	4,335	2.7%
	アイテムえひめ	123,866	3,369	2.7%
	計	1,591,978	43,299	2.7%

基金運用益による充当割合は、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて約 3%から 10%程度であり、必要な維持管理費の全額を基金運用で賄っているわけではない。なお、平成 19 年度から平成 20 年度において充当額が増加しているのは、基金の運用実績が良かったことによる。

また、本基金の全額が預金運用もしくは繰替運用²され、その運用益が県有施設の維持管理費として充当されている。繰替運用される額は、平成 18 年度から平成 22 年度において各年度とも 180 億円と一定額であり、各年度末の基金残高も 180 億円と一定である。平成 18 年度から平成 22 年度における預金運用利息と繰替運用利息の推移は以下のとおりである。

【運用益の推移】

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
預金運用利息	8,623	27,065	33,017	20,966	18
運用方法	普通預金 譲渡性預金 (3 か月)	普通預金 譲渡性預金 (3 か月)	普通預金 譲渡性預金 (3 か月)	普通預金 譲渡性預金 (3 か月)	普通預金
繰替運用利息	42,737	94,754	106,583	74,578	43,281
合計	51,360	121,819	139,600	95,544	43,299

(イ) 基金の廃止による有効活用の検討 (意見)

(ア)に記載のとおり、本基金は、県有施設の維持管理に要する経費の財源に充てるために設置されたものであるが、充当割合は 3%から 10%程度にすぎない。また、基金残高の 180 億円は主に資金繰りのために繰替運用されている。さらに、平成 22 年度の運用益による事業充当額は 43 百万円程度であり、一般会計でも十分賄える水準である。

このような状況を踏まえると、本基金を設置する本来的な意義は薄れていると考えられることから、基金の廃止も視野に入れ、有効に活用できる手法等を検討する必要がある。

² 繰替運用は、歳入と歳出の時期のずれにより、歳計現金残高に不足が生じる場合、基金から歳計現金へ資金の繰り替えを行うもの。

(3) 大規模県有施設整備基金

(ア) 現状及び課題

本基金は、「第2 1.(2)(工)大規模県有施設整備基金」に記載のとおり、大規模な県有施設建設の財源に充てるための基金であり、大規模施設としておおむね20億円以上の建設費が必要な施設が想定されている。ただし、近年の財政健全化への取組もあり、現時点では、大規模施設の建設予定はないとのことである。

このような状況を踏まえ、本基金の平成18年度末から平成22年度末の基金残高は1百万円と一定であり、本基金への新規の積立てや取崩しは行なわれていない。

(イ) 大規模県有施設の整備計画の策定(意見)

基金の計画的な積立てのためには、大規模施設の整備計画の策定が前提となるが、現在の基金残高1百万円では基金として存続させる意義が乏しくなる。このため、県として将来的に大規模施設の整備が計画される場合は、長期的視点に立った整備計画を策定し、これに基づき計画的な積立てを実施していく必要がある。

(4) 職員退職手当基金

(ア) 現状及び課題

「第2 1.(2)(キ)職員退職手当基金」に記載のとおり、本基金の平成22年度末残高は5億円であり、大口定期預金又は譲渡性預金(伊予銀行、愛媛銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会)で運用され、その利息収入は、愛媛県職員退職手当基金条例第4条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に計上されている。

過去5年間の退職手当支給金額及び退職者数は、以下のとおりである。

最近の退職手当の支給原資は県債で賄われており、本基金の残高では20人程度の退職手当支給額しか賄えない水準である。平成7年度以降、繰入れ・取崩しのいづれも行われておらず、実質的には休眠状態にある。

また、運用収入も昨今の低金利市況の下、元本5億円に対し、1百万円程度と低調となっているため、運用により基金規模を拡大することも困難な状況である。

【過去5年間の退職手当支給金額及び退職者数】 (単位:百万円、人)

年度	知事部局 (退職者数)	教育委員会 (退職者数)	警察本部 (退職者数)	計
平成18年度	3,260 (131)	9,048 (1,243)	2,594 (108)	14,902 (1,482)
平成19年度	4,484 (176)	10,633 (1,406)	2,704 (118)	17,821 (1,700)
平成20年度	3,903 (160)	9,078 (1,295)	2,892 (128)	15,873 (1,583)
平成21年度	3,991 (149)	8,262 (1,183)	2,473 (113)	14,726 (1,445)
平成22年度	3,481 (138)	8,794 (1,170)	2,316 (105)	14,591 (1,413)
5年平均	3,824 (151)	9,163 (1,259)	2,596 (114)	15,583 (1,525)

県としては、年度末等に予定外に生じた退職金支給に備え基金として残しているとのことであるが、本来設置された趣旨は退職者の増減による一般会計への負担を平準化するところであり、現在の5億円という残高では一般会計の負担軽減効果は微々たるものである。

(イ) 基金のあり方の見直し(指摘事項)

(ア)に記載のとおり、現在の基金残高では将来の退職手当の備えには余りにも不十分であること、また、基金の増減はなく実質的に休眠状態にあることから、本基金を有効活用するために、そのあり方を見直すことが必要である。

今後のあり方として、例えば次の3つが考えられる。

本基金を廃止し、資金を他の用途に活用する。

本基金の目的を、県が考えているように予定外の退職金支給の備えとする。

本基金の当初の設置目的に従い、将来の退職手当の負担に備え増額する。

具体的には、

本基金を廃止し、資金を他の用途に活用する。

本基金を廃止する場合、現在の基金残高5億円を一般会計に組入れることになり、多少なりとも単年度の県財政の一助となること、現在の基金維持のための事務処理作業が軽減されることがメリットとなる。

一方、デメリットとしては、県の考えのとおり、年度末等に予定外の退職金支給が発生した場合に対処が困難となることがあるが、そういった事象の発生は年度末(3月)に急遽退職者が増加してしまうなど限定的なケースであり、平成7年度以降、そのような状況が発生していないことを踏まえると、その可能性はかなり低いものといわざるをえない。むしろ、廃止後に再度同基金の積立てを行う場合に、あらためて条例の作成・可決が必要となってしまうことの方が所管課にとってのデメリットと考えられる。

本基金の目的を、県が考えているように予定外の退職金支給の備えとする。

県が考えているように年度末等に予定外に生じた退職金支給に備えることが目的では、資金の有効活用という点から存在意義は乏しいと考える。

予定外への退職金支給の増減への備えとする場合、例えば、過去の予算額と実績額の差額のトレンドを分析し、仮に実績額が予算額を上回るような状況であれば、その不足額を見積り、これを必要額として基金を造成する方法が適当と考える。

ただし、近年、景気の低迷による影響で、勸奨退職者・自己都合退職者が減少傾向にあり、過去の水準をベースに算出した退職金予算が消化されず専決で減額処置を行っている状況にあることから、この考え方に基づく設置の必要性は小さい。

本基金の当初の設置目的に従い、将来の退職手当の負担に備え増額する。

当初の設置目的に従い、今後の退職金支給見込みをもとに、適切な積立金目標残高を設定し、将来の財政負担の備えとする方法である。

なお、今後5年間の退職手当の見込額の推移は以下のとおりである。

【平成23年度以降5年間の退職手当の見込額】 (単位：百万円)

年度	知事部局	教育委員会	警察本部	計	5年平均との差
平成23年度	4,449	9,416	3,101	16,966	19
平成24年度	3,546	9,625	2,886	16,057	890
平成25年度	2,914	10,868	1,994	15,776	1,171
平成26年度	2,884	11,838	1,750	16,472	475
平成27年度	3,379	13,957	2,130	19,466	2,519
5年平均	3,434	11,141	2,372	16,947	

- 過去5年間(平成18年度～22年度)の平均支給額(156億円)と今後5年間(平成23年度～27年度)の平均支給見込額170億円を比較した場合、今後5年間のほうが約14億円増加しており、退職手当の支払いが県の財政に与える影響は拡大傾向にある。
- 今後5年間の平均支給見込額と各年度の支給見込額を比較した場合、平成27年度は平均支給見込額を約25億円超過する見込みとなっている。

このような状況を踏まえると、平成24年度から平成26年度にかけて、平均支給見込額との差額を職員退職手当基金に積み立て、退職手当の支払いが一時的に多くなる平成27年度の負担額を平準化することは有効と考える。

(5) 国民体育大会開催基金

(ア) 現状及び課題

第72回国民体育大会(以下「国体」という。)が平成29年9~10月に愛媛県で開催されることが事実上内定している。過去には昭和28年に四国4県での合同開催があるが、今回は県にとって初めての単独開催ということもあり、県を始めとして県内各スポーツ団体は相当な努力を重ねている。

しかし、国体開催に伴う様々な問題点が指摘されている。例えば、近年、国体での開催種目、参加人数が増大化し、開催都道府県、参加都道府県とも大規模化による財政負担増加が顕在化しており、この見直しが求められているところである。また、一流スポーツ選手はオリンピックや世界選手権等に照準を合わせ、国体参加を回避する傾向にある。こうした中で国体としての存続論を始め、現在様々な国体改革論議がなされているところである。主催者の一つである公益財団法人日本体育協会は平成15年に「国体改革2003」を発表し、「大会の充実・活性化」と「大会運営の簡素・効率化」を進めており、引き続き「国体活性化プロジェクト」で今後の国体のあり方について検討し、平成25年春には「最終提言案」を公表する予定である。

また、国体には現実論として、天皇杯(男女総合優勝)及び皇后杯(女子総合優勝)を開催都道府県が獲得することが求められる、いわゆる「開催地絶対優勝主義」がある。昭和39年の新潟国体以降、開催都道府県が天皇杯を獲得し続けており、天皇杯を獲得しなかった唯一の例外は平成14年の高知県だけであった。それは当時の橋本高知県知事が一過性の選手強化を控えたことによるともいわれている。

選手強化は、どの県も、国体で優勝するためだけではなく、国体を契機としてトップアスリートの育成や次世代を担う選手の発掘等、競技スポーツ本来の目的である競技力の向上を図ることが、国体終了後も継続した県内のスポーツの振興につながることから実施しているものとされている。しかしながら、結果として目標を矮小化してしまうこの「開催地絶対優勝主義」には開催地に大きな資金的・人的負担を強いる面があり、看過できない問題である。例えば平成22年の千葉国体では、山口県(次年度開催県)選手団の中に同県内での居住実態のない県外選手が含まれていたことが発覚し、35人が参加資格違反を認定されるという事件も発生している。

国体開催までの必要経費については、県は先催県等を参考に、平成23年1月時点で233億円程度を想定しているのに対し、国からの補助等52億円程度の特定財源が見込まれており、差引きで県費負担は181億円程度になる。

【開催経費及び財源の内訳】

開催経費の内訳	特定財源の内訳
<ul style="list-style-type: none"> ・大会運営費 55 億円 ・競技力向上対策費 39 億円 ・施設整備費 139 億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省からの交付金 3 億 50 百万円 ・(公財)日本体育協会からの補助金 11 百万円 ・寄付金(県内の国体募金) 10 億 20 百万円 (平成 23 年 3 月末現在の募金額 9 億 54 百万円) ・県総合運動公園の施設整備に対する国庫補助 38 億円
合計 233 億円	合計 52 億円
県費必要額 181 億円	

この県費必要額 181 億円に対し、県は経費負担の平準化を図るため、一般財源から平成 22 年度に 10 億円、平成 23 年度に当初予算で 10 億円を基金に積み立てており、2 月補正予算でも 20 億円程度を積み立てる予定としているが、それでもあと 141 億円の財源の手当てが必要と見込まれている。

一方、愛媛県の財政状況は厳しいものがあり、平成 23 年 11 月 21 日に公表した「財政健全化基本方針」では、平成 24～26 年度の 3 年間で県の財源不足額は 385 億円となることが見込まれており、事務事業見直しの再徹底、人件費の抑制等による歳出削減等、財政健全化に取り組むこととされている。

(イ) 近隣県施設の利用の検討を含む施設の活用及び計画的な基金の積立て(意見)

開催経費のうち、最も大きなものは施設整備費である。

県は、現在国体開催に向けた県総合運動公園の改修を進めているほか、市町施設を含めた施設整備計画を作成中とのことであるが、現時点では新規の大規模施設(例えば陸上競技場、体育館等)の建設計画はなく、既存施設を補修・改築等して対応する予定とのことである。

ただし、平成 23 年 12 月末時点で会場地が未選定の競技は以下のとおりである。

- ・ **水泳**
 - ・ **アーチェリー射撃**
 - ・ **エアリアル射撃**(50mスモールボア・ライフル、10mエア・ライフル、エア・ピストル、ビーム・ライフル、ビーム・ピストル)(1)
 - ・ **馬術**
 - ・ **カーヌー**(スラローム、ワイルドウォーター)(2)
- 1 センター・ファイア・ピストルについては松前町に内定済
2 スプリントについては大洲市に内定済

この中で最も頭を悩ますのが「水泳競技」に使用するプールの問題であろう。国体は国内大会であるにもかかわらず、従来、日本水泳連盟は国際公認規格に準拠した施設での開催を求めているが、県内には国際公認規格レベルの施設がない。

その対応方法としては次のものが考えられる

- 日本水泳連盟の求める公認プール(大会終了後も常設)を県内に新たに建設
- 仮設プール(大会終了後に取壊し)の建設
- 既存施設の大幅な改修
- 近隣県でプールを借りて開催
- 国際公認規格レベルのプールで行う慣習の見直し

このうち、公認プール及び仮設プールの建設は極めて多額のコストを要することは明らかであり、既存設備の大幅な改修にしても相当なコストを要することになる。また、これらによりプールを整備しても、今後県内で全国的・国際的な水泳大会が頻繁に開催されることは想定できず、多額の維持管理コストが県財政の負担となることも明らかであることから、近隣県の国際公認規格に合う施設(例えば広島市にある「広島ビッグウェーブ」)を借りて開催することも考えられる。

なお、施設整備費 139 億円の経費想定額には、プールの新たな建設費用は含まれていない。

今後の県の慎重な判断が待たれるが、県内既存施設の利用可能性、補修・改築の要否の検討に加え、近隣県にある施設の利用可能性も検討し、コスト削減がさらに図られることを強く期待したい。

そして県は、このように実現可能なあらゆる方法を検討した上で、試算した開催経費の所要額に対し、計画的に基金の積立てを行うことが必要である。

(ウ) 財源確保に向けたより積極的な取組(意見)

県は、基金等の一般財源以外の資金調達方法として、県内の個人・一般企業からの寄付を募っており、平成 23 年 3 月末現在で、すでに 9 億 54 百万円を集めている。しかし、県をあげての事業であり、さらなる寄付金を募るため、様々な募集方法・手段、PR 方法を検討する必要がある。

現時点では寄付金を募集していること以前に、平成 29 年に愛媛県で国体が単独開催されることを知らない県民も相当数いることを念頭に、さらに広く県民に国体開催を周知して、積極的に寄付金を募ることが必要である。

(エ) 県の財政負担と開催地絶対優勝主義の比較衡量(意見)

愛媛県国民体育大会開催基金条例第 1 条に基金の設置目的として「国体の開催及び開催準備並びに同大会に向けた競技力向上対策に要する経費の財源に充てるため」とある。

県は競技力向上対策基本計画に基づき、愛媛国体での天皇杯獲得を目指し、競技力向上対策費として 39 億円の支出を見込んでおり、基金については、平成 18 年度から平成 22 年度までに 2 億 35 百万円を支出している。

上記（ア）に記載のとおり、県の財政は厳しい状況にある。一方で、国体開催による経済効果も期待されるが、一般的に税収増など直接県の財政に貢献する部分は限定的である。国体等のイベントに多額の費用を投じることが極めて困難な環境の中、今後 6 年間にわたる国体開催経費の支出は県の財政に大きな影響を与えることも考えられる。

この中で国体に県費をどれだけ投入するかは、行政側の判断にゆだねられる面も大きく、広く県民を巻き込む重要な課題であり、特に競技力向上対策については、現行の天皇杯獲得を目指す計画が適切か、費用が効果的・効率的に遣われているかどうか、引き続き注視する必要がある。

この他、現時点で 55 億円と想定されている大会運営費については、単純に先催県の平均値をもとに算出したものであるが、公益財団法人日本体育協会による国体の簡素化が進む中、最近の開催県の実績では 50 億円前後となっていることから、県としては、今後も徹底した経費縮減を図るなど、なお一層の取組がこれから必要である。

(6) 社会福祉施設整備基金

(ア) 現状及び課題

本基金は、「第21.(2)(チ)愛媛県社会福祉施設整備基金」に記載のとおり、もともと県がいったん地方交付税措置分として社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団(以下「事業団」という。)に出捐していた34億円を、事業団から、いわば「取り上げ」、「県に34億円を寄付」という形で返却させたことを機に、基金が始まっている。

この34億円のうち18億円を再度事業団に補助金として戻し、残った16億円で本基金を造成したものである。

平成18年3月24日に制定された「愛媛県社会福祉施設整備基金条例」の第1条では、「社会福祉施設の整備を図るために要する経費の財源に充てるため、社会福祉施設整備基金を設置する。」とあり、事業団のみを支出対象としたものにはならず、県内の社会福祉施設事業者であれば、誰でも申請できる規定になっている。要するに形式的には広く一般に門戸を開いているようになっているが、実質的には事業団のためにしか使われていない。

平成22年度の実績では、民間の社会福祉施設の整備に対して、一般会計から2億23百万円(子育て支援課:78百万円、障害福祉課:1億円、長寿介護課:45百万円)が支出されているが、本基金は活用されていない。

(イ) 本基金の目的の明確化及び有効活用(指摘事項)

本基金は「社会福祉施設整備基金」として、条例の本来の目的に沿って、県内の社会福祉施設整備のために広く活用することが必要である。

平成23年3月末の基金残高14億61百万円については、事業団及び事業団以外の社会福祉施設の大規模な修繕・改修工事等のための多額の取崩しは当面予定されていないこと、さらに現在は事業団のためにしか使っていないこと等を総合的にかんがみると、基金として残しておく必要があるか疑問である。

本来の条例の目的に沿って、事業団以外の社会福祉施設の整備にも活用することが第一義であり、それが不可能な場合は基金自体を廃止して一般会計へ繰り戻すことも検討する必要がある。

(7) 森林環境保全基金

(ア) 現状及び課題

県は、本基金の設置と同時に、本基金の目的のために「愛媛県森林環境税」(県税)を徴収している。平成22年4月1日から平成27年3月31日までの時限措置であり、原則として、個人からは年間700円、法人からは法人県民税均等割額の100分の7を追加的に徴収しており、平成23年度の森林環境税の税収として、5億3千万円を見込んでいます。

平成17年度の制度導入当初は、個人からは年間500円、法人からは法人県民税均等割額の100分の5であったが、平成22年度から県民アンケートやパブリックコメントを取った上で、上記の税額・税率にアップしている。

なお、平成23年7月末現在において、これと同様の森林整備にかかる地方の独自課税について、全国では31県が導入済みであり、16都道府県が未導入である。中四国9県及び九州7県では香川県と徳島県の2県だけが未導入である。

こうした追加的な税を財源とした基金については、当初の設置目的どおりに適切に運用することが求められる。

本基金に関する公募事業においては、その補助の可否を運営委員会が審査している。委員は外部有識者を含む10名から構成されており、平成23年度公募事業については委員会が平成23年2月と3月に開催されている。委員会の議事録を閲覧したところ、活発な質疑応答が行われており、適切な審査がなされていると認められる。

なお、「森林環境保全基金事業」には多種多様な事業があり、平成22年度だけでも28事業()が実施されている。

28事業の内訳

県指定事業	・ 森をつくる活動	6事業
	・ 木をつかう活動	12事業
	・ 森とくらす活動	9事業
公募事業	・ 県民参加の森林づくり公募事業	1事業

本基金の平成22年度実績をみると、増加額4億96百万円(造成及び運用利息)に対し、事業費として4億32百万円が支出(各種団体への「補助金」として概算で2億2千万円、県直営事業に2億1千万円を支出)されており、剰余金が64百万円生じている(詳しくは「第2-1.(2)(リ)愛媛県森林環境保全基金」を参照)。

また、平成23年度には、増加額5億32百万円に対し、事業費として5億97百万円(各種団体への「補助金」として、概算で4億10百万円、県営事業に1億80百万円)が支出予定であり、65百万円の不足が生ずる見込みであるが、前年度までの剰余金を充当する予定である。

(イ) 森林環境税の税額の妥当性に関する説明責任の遂行（指摘事項）

九州 7 県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)、中国 5 県(岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県)、及び四国 1 県(高知県)の森林環境税の課税額は、すべて個人に対し年間 500 円、法人に対し県民税均等割額の 100 分の 5 となっており、愛媛県はこれらの県と比較すると、個人に対し年間 200 円、法人に対し 100 分の 2 高い税率になっている。

平成 22 年度では剰余金が発生している状況であること、また、九州・中四国の他県と比較し愛媛県が著しく森林環境保全のニーズが高いと思われなことから、愛媛県 1 県だけが近隣他県よりあえて高額に設定する妥当性について、県民に対して十分な説明責任を果たす必要がある。しかし、現時点では、特に個人の場合であるが、森林環境税が徴収されていることすら知らず、まして愛媛県が他の近隣県より高い税額であることなどは、殆ど知られていないのが実情ではないか。

これに対しては、担当の森林整備課より次のようなコメントを受けている。

剰余金について

単年度の剰余金が発生しているのは、

- 自然条件等による森林整備面積のやむを得ない減少
- 各種事業の入札における入札減少金の発生
- 実施に当たり可能な限り節約に努めている。

などの理由によるものであり、徴収期間である 5 か年間にはすべて執行予定であり、「剰余金が発生している状況」には当たらない。

県民への説明責任について

第 2 期の徴収額については、第 1 期中の事業実施状況や平成 20 年度に実施した「県民意見交換会」や「県民アンケート」による県民からの意見を踏まえるとともに、基金運営委員会やパブリック・コメントなど、広く県民に森林環境税の趣旨・目的、税の使い道などを周知し、県民からの声を幅広く聞いた上で議会の審議を経て決定したものであり、また、県民への PR については、愛媛新聞への広告の他、県民だより「さわやか愛媛」や各市町広報誌等への掲載など、県民への十分な説明責任は果たしていると考えます。

上記の担当課コメントの「剰余金について」に対しては、入札減少金やコスト節約に努めることは当然のことであり、また、現在のような 28 事業もの多様な施策でなくても、「的を絞って重点的に行う」といった見直しを行うことで、さらなる効率的な施策を講ずることも十分可能ではないか。

また、「県民への説明責任」についても、「県民意見交換会」等はいくまでも一部の県民の声に過ぎず、「愛媛県だけが他の近隣県よりも高い税額・税率である現況」は、まだまだ十分には知られていないのではないか。

森林保全の観点から、森林環境税の必要性は十分理解できるところであるが、仮に近隣県より高い税額・税率の妥当性・必要性を十分に説明できないのであれば、愛媛県も他の近隣県と同額程度まで引き下げることを検討すべきである。

(8) 県有林経営事業基金（関連する県有林経営事業特別会計を含む）

(ア) 現状及び課題

「第2 1.(2)(レ) 県有経営事業基金」に記載のとおり、本基金の元本 15 百万円の運用利息が県有林経営事業特別会計へ繰入れられている。近年の低金利市場を反映して、利息金額も微少であり、平成 18 年度から平成 22 年度までの推移は以下のとおりである。

【基金利子収入額】 (単位：千円)

年度	預金利息運用	繰替運用利息	合計
平成 18 年度	5	37	42
平成 19 年度	11	81	92
平成 20 年度	11	89	100
平成 21 年度	0	30	30
平成 22 年度	8	2	10

(イ) 県有林経営事業特別会計について

本基金の運用利息を繰入れしている「県有林経営事業特別会計」は県営林の経営を行う事業の円滑な運営と経理の適正化目的に設けられたものであり、本基金との関係は、県営林経営の拡充合理化を図るために特別会計の剰余金を積み立てるものである。

県有林経営事業特別会計は、平成 22 年度末現在、約 22 億円の累積欠損を抱えている状況にあり、平成 11 年度に策定した経営改善計画では、単年度赤字の解消が平成 37 年度、累積赤字解消が平成 58 年度となっており、「県有林経営事業特別会計」の決算が改善されるまで、特別会計から本基金への追加造成は考えられていない。

また、「県有林経営事業特別会計」では、県営林の整備に要する費用に充てるために日本政策金融公庫からの借入が行われている。この借入によって支払う金利は当初借入時の市況水準の固定金利であるため、一部の借入金では年 3%～5%と現在の市況水準と比較すると相当に高い水準となっている。

【日本政策金融公庫からの借入残高における利率(平成 22 年度末時点)】(単位：百万円)

利率	0%以上 1%未満	1%以上 2%未満	2%以上 3%未満	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5.0%	合計
借入残高	-	1,352	-	32	-	1	1,386
				1		2	

(最終償還年) 1 平成 47 年
2 平成 34 年

この点について、森林整備課より以下の回答を得ている。

「平成 13 年 7 月に施行された「森林・林業基本法」に基づき、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」が改正されるとともに、農林漁業金融公庫業務方法書の一部変更及び貸付基準の一部改正が施行され、通常の施業から長伐期施業に転換する場合に、既往の造林資金から低利の施業転換資金への借換えを行い、償還期限及び据置期間の延長を図ることが可能となった。

この制度の対象となる借換え可能な借入金について、平成 13 年度から 15 年度の 3 年間で借換えを行ったが、その後は法改正等がないことから制度上、さらなる借換えはできない。」とのことである。

(ウ) 基金のあり方の検討（指摘事項）

木材需要の減少、低廉な海外材の輸入により、国内林業の経営状況は全国的に厳しい状況となっており、愛媛県の県営林の経営状況も長期にわたって厳しい状況に置かれていることは周知のとおりである。

このような状況下にあって、本基金の運用益が県営林の経費財源に資するかといえば、上記のとおりその金額は微々たるものであり、その実質的効果は無いに等しい。むしろ、基金見合の資金を維持する県債の利払いコスト、運用にかかる事務処理を考えると、本基金を保持し続けることにメリットはないのではないかと。

廃止した場合のデメリットとして、再度同様の基金を積み立てる際に条例の再可決が必要となることが考えられるが、現在の県営林の経営状況をかんがみるとその可能性はほぼ無いのではないかとと思われる。

したがって、本基金を廃止し、これを「県有林経営事業特別会計」に繰入れることが効率的と考えられるが、同特別会計は、平成 22 年度実績では一般会計から 70 百万円(国庫補助金を除く)の繰入れ、単年度決算収支は 34 百万円の赤字、累積欠損は約 22 億円と会計的には極めて厳しい状況にある。

このことから、今後、県営林の事業計画・改善計画を再度検討する際に併せ、その中で本基金の特別会計への統合、活用について検討すべきである。

(エ) 県有林経営事業特別会計における日本政策金融公庫からの借入金の借換え等の実施（意見）

日本政策金融公庫からの借入金については、現在の金利市況から、より低金利での借入が可能と考えられるため、借換えもしくは繰上返済の実施により、利払い負担の軽減を図ることが望まれる。

上記の森林整備課の回答によれば、日本政策金融公庫からは「繰上返済等は難しい」と回答されているとのことであるが、借入利率が 3%以上の高利の借入金 34 百万円については、引き続き粘り強く交渉を続けることが必要である。

(9) 漁業振興資金積立金

(ア) 現状及び課題

本積立金は、「第2-1-(2)(ロ) 漁業振興資金積立金」に記載のとおり、県信漁連に預託され、預託期間1年の定期預金等で運用されている。県信漁連には、この資金の3倍に相当する金額を県内の漁業関係事業へ融資することが求められており、実際に3倍相当額の貸付が行われている。

本積立金から、年度当初に2億3千万円全額を一括して県信漁連に預託し、年度末に一括償還を受けており、資金を恒常的に預金し続けていることになっている。したがって、本積立金の実態は県信漁連に対する資金貸与である。これは、積立金設置当初は県信漁連の資金力が十分でなかったために、預託金制度が採用されたものと考えられる。なお、平成22年度末の県信漁連の資金残高は876億円となっており、資金規模からすればこの2億3千万円に量的重要性はない。

預託金の運用利率は以下のとおりであり、定期預金運用のため、近年の低金利環境下において下落傾向にある。

【積立金運用利率の推移】

年度	利率
平成8年度	0.45%
平成9年度	0.30%
平成10～19年度	0.25%
平成20年度	0.35%
平成21年度	0.25%
平成22年度	0.09%
平成23年度	0.04%

漁政課としては、今後も漁業振興に向けた資金融通の円滑化を図るため、所要額を予算要求し、これまでと同様に積立てを維持する方針とのことである。

なお、本積立金の予算上の終期は設定されていない。

(イ) 預託金制度の見直し(意見)

預託金制度には、預託されている期間、資金が拘束されてしまうデメリットがある。現在は、3倍相当の貸付が実際に行われているため、本積立金の資金は有効に活用されているように見受けられる。

なお、預託金制度の場合、仮に県信漁連が破綻した場合、預金保険機構で填補される金額10百万円を超えている部分については預金の払い戻しを受けることが困難となる可能性がある。この点について、漁政課は県信漁連から年度報告を受けており、経営成績・財政状態のモニタリングを行っているとのことであるが、より有

効な対策として、運用手段を預金保険法による無利子の決済性預金に切り替えること等も検討する必要がある。

もちろんこの場合、運用利息の機会損失が発生するが、現在の金利水準からすると重要な問題ではないと考える。

そもそも、県信漁連の財政基盤も整備されている現状を踏まえると、2億3千万円を預託する意義は現時点では乏しいものといえるのではないか。

今後は、預託金制度の継続の必要性も念頭に置いて、県信漁連から漁業関係者に対する融資への県としての支援策を検討し、最適な手法を採用することが望まれる。

(10) 県立学校火災等災害復旧基金

(ア) 現状と課題

本基金について、昭和36年度から昭和48年度までは毎年300万円ずつと基金の運用利息が積立てられているが、それ以降の年度では基金の運用利息のみが積立てられている。これに対し、設置以降平成22年度まで基金の取崩しは行われていない。

一方、県内で発生した県立学校の火災等の災害による平成19年度以降の復旧状況は、以下のとおりである。

【平成19年度以降の火災等災害の復旧状況】

(単位：千円)

発生年度	県立学校名	災害	被害内容	復旧金額
19	宇和特別支援学校	大雨	体育館軒天落下	884
	土居高校	やまじ風 1	卓球場・体育館外壁等剥離	328
20	土居高校	やまじ風 1	卓球場 西面外壁剥離	472
21	松山東高校	火災	第二教棟1階1教室及び廊下、階段	4,223
22	小松高校	火災	雑木林36㎡焼失、街路灯照明器具1基焼損	6,846
23	南宇和高校	大雨	平山農場農道裏面土砂崩れ	525
	三崎高校	大雨	土砂崩れ	3,000 2
	小松高校	大雨	土砂崩れ	20,000 2
	伊予農業高校	大雨	土砂崩れ	1,500 2

1 やまじ風とは、愛媛県宇摩地方に特有の四国山地からの強風である。

2 平成23年度の復旧金額は概数である。

平成23年度には、愛媛県立小松高校において、台風による土砂崩れ等により2千万円の被害が発生した。この被害の復旧にあたっては、公立学校施設災害復旧事業(国費)で対応している。

これまでの状況をみると、災害が発生した場合に、被害が小規模であればその復旧経費は経常的な経費として支出され、大地震や大津波等の激甚災害によるもので

あれば「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(いわゆる「激甚災害法」)に従い国からの財政援助が想定される。したがって、復旧のために本基金の取崩しが想定されるのは、経常経費で対応できない「小規模」な被害や「激甚災害」に伴う被害以外の火災等の災害被害である。ただし、平成 22 年度末の本基金残高は 185 百万円であり、この程度の金額であれば学校 1 校の半壊程度の復旧費用しか賅うことができない。

県は、過去、県立学校において重大な災害被害は被っていないことや将来においての具体的な災害復旧のための基金残高を想定することは困難であるが、万が一発生した災害に緊急的に対応するため現在の基金残高を維持することとしている。

しかし、火災等の災害への備えとしては火災保険への加入が一般的である。県もその点を考慮し、他都道府県の教育財産の火災保険の加入状況等について平成 22 年にアンケート調査を実施したが、その結果は以下のとおりであった。なお、基金を設置しているのは愛媛県のみであった。

【火災保険加入に関するアンケート調査結果】

	校舎等教育財産火災保険加入状況				基金積立
	共済	民間保険会社	未加入	その他	
47 都道府県 中回答数	28	-	7	(森林国営保険) 1	(愛媛県) 1

また、平成 22 年にあわせて火災保険の保険料の見積りを実施した結果、県立学校 60 校を付保すると、A 共済で約 7 百万円、B 民間保険会社で約 72 百万円であった。

(イ) 本基金の有効活用策の検討(指摘事項)

本基金の設置・積立では、条例に基づいて適正に実施されているが、基金の取崩しの方針が不明確である。。

県では、本基金設置以来、重大な災害が発生していないことから、復旧に充てるための本基金の取崩しは行っていない。過去の事例では、費用が多額の場合は国費負担、少額の場合は一般財源負担となっており、本基金をどのような場合に取崩すか明確でない状況にある。取崩し方針が明確でないと、今後、被害の発生状況に応じてその都度判断することになり、迅速な対応ができない可能性も生ずる。

本基金を維持するのであれば、担当部局でオーソライズされた「明確な取崩しルール」を策定し、それに則った運用を行うことが必要である。

現在の基金残高は、昭和 48 年度をもって造成が中断され、基金元本は 1 億 80 百万円で固定化されたままであり、この金額で何を賅うかの残高根拠も不明確である。

また、大規模な災害への備えとしては現在の残高では不十分であるため、本基金

を維持しても有効に活用されるか、あるいはそもそも存在意義があるか疑問である。

災害復旧の財源として火災保険や地震保険への加入等を検討した上で、本基金をより有効に活用することを、また、不要と判断される場合には基金の廃止を含めて検討する必要がある。

(11) 基金の運用について

ここでは基金を含めた県財政における資金運用について検討する。検討にあたっては、県が定めている方針を整理した上で、実際の運用方法がその方針に沿っているかを検討する。また、資金運用体制についても検討し、体制・手続の瑕疵がないことを検討する。

(ア) 現状及び課題

資金の管理及び運用に係る方針（基準）について

地方自治法等の規定により、各資金は、「确实、かつ、有利な方法により保管（運用）」することが求められている。

【地方自治法等の規定】

地方自治法第二百三十五条の四

普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は、政令の定めるところにより、最も确实かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

地方自治法施行令第六十八条の六

会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の确实な金融機関への預金その他の最も确实かつ有利な方法によつて保管しなければならない。

地方自治法第二百四十一条

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

地方財政法第八条

地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

昭和38年12月19日付け自治省行政課長通知

「『最も确实かつ有利な方法』とは、通常は金融機関に預金して安全に保管することであり、かつ、支払準備金に支障のないかぎり適時適正に預金による運用の利益を図ることであり、これを基本的な原則とする意味である。」

昭和57年7月20日付け行政実例

「出納長又は収入役は、支払準備に支障のない範囲内で、かつ、金融機関への預金

にくらべて有利な場合には、「債券の条件付売買の取扱いについて」(昭和 51 年 3 月 10 日付け蔵証第 287 号)の定めるところに従い、証券会社の行う国債証券、地方債証券、政府保証債券等の元本の償還及び利息の支払いが確実な証券を対象としたいいわゆる買い現先の方法により歳計現金の保管を行うことも差し支えない。」

また、県が定めている公金預金の運用方針は以下のとおりである。

【愛媛県公金管理方針】

2 基本原則

公金の運用・管理に当たっては、安全性、流動性、効率性を確保するとともに、地域経済や県民に与える影響にも配慮するものとする。

(1) 安全性の確保

公金の運用・管理に当たっては、元本の安全性の確保を最も重視する。

このため、預金先金融機関の健全性に十分留意するとともに、預金以外の場合には、安全な金融商品で運用・管理を行う。

(2) 流動性の確保

各公金の収支動向をできるかぎり正確に把握したうえで、支払い等に支障のないよう必要な資金を確保するとともに、合理的な運用期間の設定や運用商品の選択を行う。

(3) 効率性の追求

安全性、流動性を確保したうえで、運用収益の最大化に努める。

3 運用・管理の基本方針

(1) 資金計画の策定

各公金の収支動向を的確に把握するため、必要に応じ資金計画を策定する。

(2) 金融商品の選定

満期又は期限のある金融商品で運用・管理を行う場合には、当該満期又は期限まで保有する。

ただし、安全性及び流動性確保の必要性から、やむを得ない場合に限り、預金の解約又は債券の売却を行うことができる。

(3) 預金による運用

預金先金融機関は、自己資本比率等の経営指標に特に問題のない金融機関、又は、証書方式の愛媛県債等により相殺枠のある金融機関とする。

(4) 債券による運用

運用対象債券は、元本の償還及び利息の支払いが確実な債券とする。

(5) 資金の調達方法

歳計現金及び企業会計資金の資金不足の場合には、金融機関からの一時借入、

基金の組替運用など内部資金からの借入のうち、効率性の高い方法で資金調達を行う。

4 各公金の運用・管理方法

(1) 歳計現金、歳入歳出外現金

原則として、指定金融機関及び指定代理金融機関への預金（当座預金、普通預金、通知預金、別段預金、外貨預金、定期預金、譲渡性預金）により運用・管理を行う。

また、預金運用より債券運用の効率性が高い場合には、資金計画を勘案し、償還まで1年以内の国庫短期証券での運用を検討する。

(2) 基金

複数年にわたって運用が可能な基金は、債券市場の動向を踏まえ、国債、政府保証債、地方債での長期運用を検討することとし、基金の性格等から長期運用が困難な基金は、歳計現金と同様とする。

また、組替運用規定のある基金は、安全性の確保など必要に応じ、歳計現金へ組替運用を行うものとする。

(3) 企業会計資金

歳計現金に準じるものとする。

5 公金運用会議

この方針に基づく公金の運用・管理に関し、金融機関の経営状況等の情報交換や各資金の運用方法等について、公金運用会議で協議、調整を図るものとする。

基金の運用にあたっての前段階について

出納局は、金利情報を預金先金融機関等から定期的に入手し、金融関連情報を適時、的確に収集している。

また、出納局は、月次の資金計画について、管理要領³に基づき、当月分の収入及び支出の日次の見込み、主な増減事由を検討のうえ策定している。また、前月分の計画と実績を精査するとともに、翌月末までの歳計現金残高の見込みを策定しているほか、資金手当ての必要性の有無等についても検討している。年次の資金計画については、当初予算編成時に歳計現金残高の推移と資金手当ての時期、規模を見込んだうえで策定し、補正予算編成時等に見直しを行っている。

その結果、歳計現金が不足する場合には、出納局が知事部局に対し、基金の繰替運用を依頼している。

³ 「管理要領」は、支払資金確保のため、収支を適正に管理するべく、資金計画策定のルールを定めているもの。

なお、基金全体の運用については、財政課が基金全体を取りまとめて検討している。

基金の運用状況について

基金の運用については、総務部長による決裁が行われている。

基金の区分別残高（3月31日現在）の推移は以下のとおりである。

【資産の種類別推移】

（単位：百万円）

資産の種類	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
預金	49,068	46,000	48,417	52,844	96,998	96,999
不動産	1,758	2,185	2,185	2,185	2,185	2,520
動産	2,727	2,729	2,729	2,729	2,761	2,778
有価証券	2,134	2,134	2,184	2,184	1,885	2,185
貸付金	33	27	24	1,472	1,593	190
合計	55,720	53,075	55,539	61,414	105,422	104,672

【預金の内訳】

（単位：百万円）

預金の内訳	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
譲渡性預金	2,911	3,354	3,812	4,076	5,055	15,342
定期預金	821	824	827	1,034	1,387	1,497
外貨預金	-	-	-	-	-	-
普通預金	45,336	41,822	43,778	47,734	90,556	80,160
別段預金	-	-	-	-	-	-

県の公金管理方針では、短期の歳計現金等や複数年での運用が可能な基金について多様な運用方法が認められている。

実際の運用は、繰替運用を除き、原則として3か月満期の譲渡性預金を中心とし、指定(代理)金融機関に県債の割合に応じて預託するという簡素な運用方法が採用されている。中山間ふるさと保全対策基金や森林整備担い手対策基金については、公債での運用が行われているものの、全体として県は保守的な運用を行っている。

元本確保が最優先となる公金について、価格変動リスクがある金融商品で運用することは適当ではなく、愛媛県はこうした金融商品の運用は行っていない。

仮に預金以外の運用を行うことを決定した場合、県が有している900億円超の預金は、各金融機関にとって相当な魅力をもっている。そのため、各種金融機関が様々な商品の提案を行ってアプローチを図ってくるであろうが、県職員が多様な金融商品の中から健全性と利回りのバランスがとれた商品を選択することについて責任を

負うことは容易ではない。

実際、国内の地方自治体において、仕組み債による多額の損失が明らかとなった事例（兵庫県朝来市など）が発生している⁴。

このような多額の損失が発生してしまったのは、リーマンショック後の不安定な金融環境の下、東日本大震災や欧州債務危機と近年の金融環境は専門家の予測を大幅に超える悪化をみせることや円高が断続的に続いていることが大きな要因である。

また、他にも、金融商品にデリバティブを組み込むなどして、表面手数料だけでなく見えない形で金融機関が手数料を二重・三重に獲得できる商品などがあり、売る側のメリットが暗に優先され買う側のリスクが高まっている場合が多いこともあげられる。

公金保護の方策について

県は、預金先金融機関と県債との相殺条項を締結しており、平成 23 年 9 月末時点では基金を含む預貯金残高 956 億円に対し、証書方式での県債残高はこれを上回る 1,382 億円となっている。そのため、預金を上回る借金が同一金融機関に設定されているため、金融機関の破綻による預金の回収リスクは借金との相殺でカバーできる状況となっており、安全性の観点からはこれ以上ない公金保護策が講じられているといえる。

したがって、預金の安全性は十分に担保されていると判断して、ペイオフ解禁後においても分散投資、決済用預金への振替等は実施されていない。

⁴兵庫・朝来市 30日にADR申請 仕組み債で含み損12億円 2011.6.28 MSN産経ニュース

為替相場に連動したリスクの高い「仕組み債」などで基金を運用し、約12億3千万円の含み損を抱える兵庫県朝来市は28日、販売元のSMB C日興証券（東京）など4社に額面総額の支払いを求め、私的整理の手法であるADR（裁判外紛争解決手続き）を30日に大阪市の第三者機関に申請すると発表した。総務省は仕組み債をめぐる自治体のADRは「把握していない」としている。市は昨年末から一部の販売元と任意の売却交渉などを進めてきたが解決できず、裁判より時間も費用もかからないADRの活用を決めた。「リスクを認識できる十分な説明がなかった」と販売元の説明義務違反などを主張しており、ADRによる和解斡（あつ）旋（せん）が不調に終わった場合、再度の直接交渉か訴訟を検討する。市は平成18～20年にかけて、財政調整基金などを運用するため米ドルや豪ドルと連動した債券を購入。償還分を除き約61億5千万円の契約が残るが、円高の進展で5月末の評価額は49億1千万円に落ち込んでいる。満期を迎える30年後まで解約できない契約で、市の基金の53%が事実上の塩漬け状態になっている。SMB C日興証券は「現段階で詳細を把握しておらずコメントは差し控えたい」としている。総務省によると、兵庫県内や大阪府など全国8府県の24市町村が同様の仕組み債や金銭信託に総額約430億円（21年5月現在）を投資している。

しかし、金融機関の破綻時において、一時的に預貯金の引出が制限される可能性はある。この場合、法的措置が決定されるまで資金の引出・移動が制限されることにより、最悪の場合には予算の執行や必要な支払いの実施ができないなど、公務の実施に支障をきたすリスクは残される。

(イ) 運用方法の見直し(意見)

現在の県の運用状況は、近年の低金利が長期化している金融状況をふまえると、効率的な資金運用が図られているとは言い難い。

中山間ふるさと保全対策基金や森林整備担い手対策基金のように果実運用型の基金や、中長期の運用が可能な基金については、国公債等の比較的安全性の高い債券の運用を検討することも必要と考える。

この場合、債券で運用する資金の限度額、運用債券の選定手続等、運用方針を明確に定め、適切に実施することが求められる。

また、譲渡性預金についても、現行の「3 か月満期」にこだわることなく、資金バランスを考慮したうえで「6 か月満期」で金利の上乗せを図る等、さらなる適切な運用を検討する必要がある。

(ウ) 分散投資の検討(意見)

地方債の発行先にこれを下回る預金設定を行っていることは、公金保護の観点からは申し分ないものの、資金運用にあたっては流動性を確保することも必要である。

したがって、安全性を損なわない範囲において預金先の分散について検討することも望まれる。

第3 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29に規定により記載すべき利害関係はない。